

## 令和2年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和2年6月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年6月8日 午前9時宣告

開 議 令和2年6月8日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和2年 6月 8日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問



議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
日程第1、一般質問を行います。  
一般質問は、通告順とします。  
9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番（松浦隆起君）

おはようございます。9番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ソーシャルディスタンスといわれる距離がとれておりますので、質問の間だけマスクを外させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策と今後の取り組みについて、いくつかの角度からお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、中国武漢市において、原因不明のウイルス性肺炎として最初の症例が確認され、その後、感染が広がり、日本においては今年1月16日に国内初の感染が確認をされました。その後は、御存じのように、感染拡大の一途をたどってまいりました。高知県におきましては、2月29日に初めての感染者が確認され、現在まで74人の感染者数となっております。この間の緊急事態宣言の発令や、自粛要請などによって、経済活動はストップした状態になっておりました。そういったことから、次なる感染の拡大防止、また支援策に全力を注ぐ時であるという判断から、本日は、新型コロナウイルス感染症に関連することのみをお伺いさせていただきます。

まず初めに、行動記録表についてお聞きいたします。これにつきましては、具体的な通告はしておりませんが、先日の臨時会における質疑の流れとしてお聞きいたしますので、お答えいただければと思います。先日の質疑において、すぐにでも行動記録表を作成しホームページ上にアップし、6月広報と一緒に配布してもらいたいという要望をしておりましたが、町長からは、「再度検討します」という答弁でありましたが、ホームページ上にも見当たりませんし、配布もされていないのではないかと思います。この点についてどうなっているのかお答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。5月の臨時議会でも御質問いただきまして、その後、検討いたしました。危機管理のほうとも話をしました。今回の6月広報で配布するという、また、ホームページにはまだ載せてないですけども、配布するということにつきましては見送ったということになります。

以前に松浦議員から行動記録の用紙も配布したほうがいいんじゃないかというお話もありました。そのときに役場内で検討したときに、行動記録も大切であると思われまじけども、健康管理のほう、住民の皆さんに留意をしていただきたい、ぜひ気にかけていただきたいということの情報を盛り込もうということで、1回目の住民の皆様向けの案内になったということをお伝えさせていただきます。以上です。

9番（松浦隆起君）

それでは、町長にお聞きしますが、地方自治における二元代表制とはどういうことでしょうか。ご認識をお伺いします。

町長（堀見和道君）

休憩願います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前9時5分

再開 午前9時6分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。二元代表制ということで、改めて私が何か意識をしたということはありませんが、議会の皆さんと執行部がそれぞれ住民の皆様から選ばれた立場の中で、執行部が執行する業務について予算を含め議会の皆さんにしっかりとご確認いただいて、議会の場で承認をいただくと、その中で町行政は行われていくというふうに解釈をしております。以上です。

9番（松浦隆起君）

今、町長から意識したことはあまりないということでちょっと驚

きましたが、町長がそういう感覚で議会と接していたというのは、非常に驚きです。いくら手を振っても今おっしゃいましたよね。

二元代表制とは、首長と議員がともに住民の皆さんから直接選挙で選ばれた住民の代表でありまして、今、町長もそうおっしゃいましたが、議会にはチェックアンドバランスの役割があり、議員の声は住民の声と言えます。この行動記録表の作成を求めている経緯は、前回も申し上げましたので再度申し上げませんが、ここまで住民の声それから議員の要望を、ある意味私は無視されてると受け取っておりますが、これは二元代表制の否定だと私は思います。まして、副町長は作成に向けて前向きに検討するという旨を、私におっしゃいましたし、2回目にお電話をしたときには「今から間に合うのでやります」というような発言をされました。私が憤慨している理由は、単にこの行動記録表を作らなかったことではなくて、住民と議員からの声に対する、町長をはじめとする執行部の皆さんの姿勢に対してであり、私自身の感じ方としては、議会は町長から相当軽く見られていると判断をしております。

そういったことから、信頼関係の崩れた相手に質問をして答弁を求めたとしても価値的ではなく、通告をした後ではあります私には質問をしないということも本気で考えました。ただ、今この緊急事態の中で、さまざまな声もいただきます。頑張っておられる町民の皆さんのためには、その思いを伝え、できるだけ施策を訴えることは議員の責務であると思ひ直し、質問をさせていただくことにしました。

先ほどの行動記録表に関して言えば、国から新しい生活様式、そして新しい日常という指針も発表され、国、県からも行動をメモしてくださいと言われております。それを受けて、ホームページ上に載せている自治体が格段に増えてきました。合わせて、先ほど町長もおっしゃいましたが、体調管理のための健康観察表というのもセットで載せております。ひとつの自治体のホームページからダウンロードしましたが、行動記録表、それから健康観察表とこれを使えるように、こういう判断をしてすぐに行動できる自治体と本町のように理由をつけていつまでもグズグズしている自治体の差はどこにあるのか。よくよく考えていただきたいと思ひます。そういうことも踏まえて、行動記録表、そして合わせてこの健康観察表、今、町長も大事だと、健康管理が、おっしゃいましたからそれを作成するこ

とを改めて求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。二元代表制という言葉は私自身、言葉として、単語として、意識することがあまりなかったというお話をしましたが、決して議会、議員の皆様、議会を軽視をしていることではない、そこは御理解をいただきたいなというふうに思います。

松浦議員のおっしゃるように、執行部が考えたことだけでは足りない部分もございますので、これからも議員の皆様、議会から御指導をいただければなというふうに思います。

行動記録表と健康チェックの資料につきましては、住民の皆さんにもわかりやすいように作成をして、速やかにホームページ上で見れるように、ホームページ上にアップをしたいというふうに考えております。担当課にすぐに指示を出しまして、すぐに対応させていただきますと思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

よろしくをお願いします。もう一点、4月13日に私が申し入れを行った日に、このコロナ対策に対する支援策をまとめたものを1枚にまとめて、早急に事業者の皆さんに配布することと同時に、コロナに関する相談窓口を設置をして、そのこともチラシに載せてもらいたいと要望をしておりました。5月広報において配布していただき、各支援ごとの相談先は書いておりましたが、私がお話ししたのは、言えばワンストップでコロナに関して全ての相談を受け付ける総合的なもので、そこから各係につないでいくという趣旨で言わせていただいております。ぜひ、設置をするべきだと思いますが、この点についてお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全てにおいてワンストップという形にはなっておりませんが、個人向け、事業者向け、それぞれ事業者向けでありますと、商工会、役場が中心となって、今、相談窓口をやっております。特に役場のほうで常設や相談窓口を設置して今対応させていただいております。

個人向けに関しましては、今、社会福祉協議会のほうが主になって相談窓口をやってくれておりますが、それぞれ役場、商工会、社協、連携を取りながら、今、コロナ対策、住民の皆様からの相談を受けるという体制を取っておりますので、それで今後も進めていき



いというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

それぞれの今のお答えはわかりますが、町民の方からお聞きするのは、まず「このことはどこ行ったらええろう」ということがあります。ですから、今そういうふうに分かれていますのであれば、「まずはここに来てください」というような、わからない人はここへという発信も合わせてしていただきたいと思いますが、もう一度御答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。基本的に、どこに相談に行ったらいいかわからないと、言われる住民の皆さんは役場に電話をかけてくるケースが多いというふうに確認をしております。

少し、役場に電話をかけて、社協に行ってということで、時間を、お手間をとらせることもあるかもしれませんが、今の体制の中で連携を取りながら、十分できる限りの対応はできてるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今の体制で当面は進めて行きたいなというふうに考えております。

9 番（松浦隆起君）

やらないということがわかりましたから、もうこれ以上言いませんが、全国の中には新型コロナウイルス感染症対策相談窓口というのを大きく掲げてホームページにも載せて、まずはここへ全ての相談を御相談くださいと、それが心ある私は自治体の対応じゃないかなと思いますので、何度言ってもやらないようですから十分住民の方に即した対応をお願いしたいと思います。

次に特別定額給付金支給に伴う事務についてお伺いしたいと思います。こういった支給が次にあるかどうかわかりませんが、今回の支給の事務について総括しておくことは大事なことであると思いますし、災害時における義援金の支給を想定した上でも、必要なことだと思っております。4月30日に20年度の補正予算が成立し、一人当たり10万円を給付する臨時特別定額給付金が決定をしました。国においてこの方針が決定した時から、全国の心ある自治体においては、1日でも早く住民に給付金を届けるにはどうすればいいか、試行錯誤を繰り返し5月の頭には給付を開始した自治体もございました。総務省によりますと全国1,718市町村のうち5月15日時点で、支給が開始されたのは651自治体に上っているとのことで、約

4割弱の市町村になります。本町においても職員の皆さんが懸命に取り組んでいただいておりますが、本町の支給は遅いほうではないという捉え方ではなく、本町より早く申請を開始し給付をできた自治体とどこが違ったのか、そういうことを検証しておくことは大事なことであります。またオンライン申請についても、日高村においては5月2日から開始をされておりましたが、本町は、私がお尋ねしたとき当初はオンライン申請のめどは立っておりませんと、その後、郵送申請と同じ13日から開始が決まりました。この点についても、日高村のように早くできている自治体と本町はできてなかった、その検証が必要であります。まず、これらの点についてお伺いをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えします。まず、10万円の定額給付金の事務について、佐川町の行いました、実施した行動を御説明をさせていただきます。

給付金につきましては、4月21日に国が発表をしました。基準日は4月の27日、対象者は住民全員と。それから受給権者については世帯主であると。金額は1人当たり10万円ということになっております。

佐川町におきましては、支給をするための佐川町のシステムを改修を行いました。第1弾のセットアップを行いました、5月7日から抽出をさせていただきました。それから第2弾のセットアップとして届いた申請書を登録する、それが5月18日から行いました。第3弾としましては支給をしますよと通知、これを5月21日から行いました。振込につきましては5月の28日から順次、まず28日は1,200世帯、2,643人分。金額は2億6,430万円です。それ以降5月29日にも1,000世帯と、これが2,201人分、2億2,010万円。6月1日、それから6月2日、4日と振り込みを行っております。

6月、予定なんですけど、11日までに振り込みが終わる世帯について御説明をしておきますと、5,503世帯、1万1,637人分。これが全て合わせて11億6,370万円です。率にすると世帯で90%を超えるということになります。

それから、オンライン申請につきまして説明をさせていただきます。オンライン申請につきましては、国のほうから4月の27日にオンラインの作業のスケジュールが発表されました。それから、4月の28

日、運用のフロー、こういうふうに手順でやりますということが連絡がきました。そのあと5月1日にシステムを使うということで、国のシステムのアカウントを市町村が取り込みをして、マニュアルに基づいてインストールの準備をして、準備を行いました。

オンラインの申請につきましては、国からの情報が入った後、町においても運用に向けてシステムのインストール、それからシステムの確認を行いました。5月連休中には実施が可能であると、おおよその把握をしておりましたけども、このサービスにつきましては各地で市町村が混乱をしている様子が報道されていまして、申請者が登録をしたあと登録の情報を役場のほうで整理をして、その整理をされたデータを紙媒体に印刷をさせてもらって、改めて世帯の情報の突合から申請内容の確認を行いまして、町のシステムへ登録をするということが必要になっております。

町のシステム登録をしてやるということによってやっておりましたので、オンラインの申請によって郵送申請よりも早い時期に受け付けをした場合であっても、給付金を皆さんに支給するための町のシステムの登録、これがシステムの改修の日程にコントロールをされております。佐川町として早期に受け付けをした場合のメリットを生かせないということから、オンラインの申請につきましては、申請書を郵送した次の日の13日と設定をさせていただきました。

以上が定額給付金の今の事務を行った経緯でございます。

#### 9番（松浦隆起君）

説明していただきましたが、大事なことは総括でありまして、早く申請を、事務をしている自治体と本町はどこが違ったのか、そういうことを検証をしようとしているかどうかをお聞きをしたいと思います。

それからオンライン申請については、いろいろトラブルがあったのは報道のとおりですが、私が聞きたいのはそのオンライン申請自体というよりかは、マイナンバーを本町はやってるわけで、それでマイナンバーを使ってするそのオンライン申請というものを、当初、総務課長からお話を聞いたのは、本町のシステム上できないというような、あまり詳しくは、漠然としたお答えでしたが。日高村が例えば2日に始めて本町が13日ですが、その本町が2日に始めようとしたら問題なく他の町村と同じように始められることができたのか。それとも本町のシステム上、何か不備がある、マイナンバーの扱い

上何か不備があってできなかったのか。もしそうだったとしたらそこをしっかりと検証して、次のときに足踏みを揃えるようにしておかなければならないという意味でお聞きをしておりますので、そのオンライン申請が郵送申請より逆に手間取るから本町としてはオンライン申請をそんなに早くしなかった、というその判断はそれでいいかもわかりませんが、先ほど言ったように、どこが違ったのかをそこをお聞きしたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをします。オンライン申請につきましては先ほど御説明をしたとおり、5月1日に佐川町のほうにシステムのアカウントも届きまして、2日に開始ができたかどうかというのはちょっとわかりませんが、13日より前にすることは可能であったと考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

まだまだ質問があるので、こればかりにかけませんからこれで終わりますが、他の町村と本町の事務がどこに差があって、もう1日でも2日でも早くできたのではないか。例えば、検証してこういうところは改善することができたねというところを今回しっかりやっておくことが次につながるといいますので、ぜひ検証していただきたいと思っておりますし、そのオンライン申請についても2日の時点で判断したということですが、その時点ではまだオンライン申請の問題は私は出てなかったんじゃないかなと思っておりますので、その辺もしっかり検証していただきたいと思っております。

次にいきますが、もう1点、高知市もそうでありましたが、各自治体の中には、真に困っている人に1日でも早く給付を行うために、郵送申請よりも早くホームページからダウンロード等した申請書で先に申請を受け付けて、給付するという自治体が多数ございましたが、本町ではそういう検討はされなかったのかお伺いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。高知市が行いましたダウンロード方式については、佐川町で検討したということはありません。以上です。

9番（松浦隆起君）

本町にもたくさん困っている人がおられた状態だったと思いますが、そういうことを全く誰からも声が上がらなかったのか、検討も

されなかったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。庁議でも協議をしまして、また、対策会議でも検討しましたが、ダウンロード式ということは誰からもアイデアが出ずに、「あ、そういう取り組みをしている自治体もあるんだな」ということがあとからわかったというところであります。以上です。

9 番（松浦隆起君）

もう結果が出てますから、それをどうということではありませんが、今のようなことが私は検証だと思います。だから、それを職員の皆さんが「いや、私たち今回よくやったよね」ではなくて、よくやられていることはわかっているので、そのうえで、もう1日でも2日でも住民の方に寄り添った、この給付金事務が「何かできなかったらうかね」という姿勢でぜひ検証していただきたいと思います。

特別定額給付金についてもう1点。前回の質疑においても少し申し上げましたが、奈良県平群町においては、「被災者支援システム」を活用して、定額給付金の事務を行いました。「義援金を配布する被災者支援システムが活用できないだろうか」とこう考えた平群町は総務省や同システムを自治体に提供している「地方公共団体情報システム機構」に要望をしました。早速、特別定額給付金の申請・支給事務に合わせた同システムの「改修版」が同町に提供され、給付台帳や申請書類の作成、口座振込の管理などが可能になりました。これによってシステム費は大幅に安く済んだと。

町では、町長を先頭に早期給付実現へ全庁一丸で取り組み、申請書類などは外注している時間がないので庁内で印刷をし、連休前配達タイムリミットの1日の朝に郵便局に持ち込むため、職員の皆さんが夜を徹して書類の三つ折りや封入作業に当たり、申請書を送付したと。郵送での申請は5月7日から8月7日まで行い、マイナンバーカードによるオンライン申請も1日から受け付け、給付台帳に基づいて、誤りも点検できると聞いております。このことにより、5月12日ごろから口座振込を開始していると聞いております。

被災者支援システムの保守・管理を担当する被災者支援全国サポートセンターのセンター長のお話では、「国が危機にある今、危機管理対応のこのシステムを使わない手はない。住民基本台帳をもとにしており汎用性が高い」ということでもあります。被災者支援全国サ

ポートセンターは、機能を改善した「正式版」システムの提供を5月中旬に始める予定だというふうに聞いております。

もう始めてるかどうかは私はまだ確認をしておりませんが、ぜひ、今後に備え、本町においても、問い合わせを行っていただいて、採用可能であればこのシステムの提供を受けてはどうかと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員おっしゃいますように、平群町の取り組みは大変素晴らしいなど、柔軟に臨機応変に対応されているんだということがよくわかります。松浦議員からもおっしゃられましたように、今回のこの一連の業務につきましては総括をしたいというふうに思っております。現時点でまだその時間は取れておりませんが、今後総括をする中でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

次に本町の支援策について現在実施しているもの、また、国の2次補正を受けて想定される2回目の臨時交付金を活用しての支援策についてお伺いいたします。

先日の臨時会の質疑においても申し上げましたが、今回の町の支援策、そして支援のタイミングについては、私は大いに不満であります。社会福祉協議会に「チーム佐川支えあい基金」を創設し、臨時交付金のうち3千万円を町が補助し、そこから給付金を支給するというものであります。支えあうための基金を社協が創設をし、町民のみなさんが助け合いのために寄附をするという仕組みは非常にいいものだと思います。しかし、町が行う支援策として、給付金を支給する仕組みとしては直接支給するべきで、一旦、基金に積み上げるような時間的余裕はないはずです。

この地方創生臨時交付金にはいくつか留意点が出されておりますが、そのひとつに、基金の積立金には交付金を充当しないこと、というのがあります。本町が今回行っていることは、直接、基金に積み立てておりませんので、この留意点には当たらないが、当たらないようにしているのだと思いますが、私は極めてグレーだと思います。国が留意点として挙げている理由は、コロナ禍によって影響を受けている個人や事業者の方を支援するために、スピード感を持って当たってもらいたいというものではないかと思っております。ま

た、支援内容も十分とは言えないというふうに感じます。例えば、「事業の継続を支援する給付金」の条件が、売上げの減少幅が、30%以上 50%未満となっており、一事業者につき、10万円となっております。また、300万円以上減少している事業者に50万円を上限に基金が定める額となっております。

そこでまずお聞きをいたしますが、30%以上という条件は、何を根拠にして設定をしたのか。そして、300万円以上減少した事業者が何社ほどあるのか。そして基金が定める額というのはどういう意味か。そして、これらの条件の決定権は誰にあるのか。答弁をいただきたいと思えます。

産業振興課長（森田修弘君）

松浦議員の質問にお答えさせていただきます。まず、事業者向けの支援が30%から50%までと決定した経緯ですけれども、国の持続化給付金におきまして、ひと月の減少幅が前年比50%以上の売上げ減となる事業者に対しまして給付金が支払えるようになっておりますが、この給付金の対象者とならない売上げ減の50%に満たない事業者に対しましても、なんらかの支援が必要であると考えまして、まず支援策の1つと考えました。支給の対象、売上げ減、30%以上とした理由につきましては、当時先行して支援策を発表している市町村なんかは30%というところが多かったように感じておりまして、影響が大きいと考えられる30%以上というふうな案のほうは作成しました。

次に、月売上げ減少が非常に大きい、50%、月の売上げが300万以上という事業所ですけれども、現在のところ申請が7件来ております。運営委員会で定める額ということにつきましては、先日、第2回目の運営委員会のほうが開催されまして、そちらのほうでひと月の売上減少300万以上が30万円の支給、400万以上が40万円の支給、500万以上が50万円の支給というふうな決定をしております。

基金の基金事業の内容の決定につきましては、役場と社協と商工会より各1名代表者が委員となっておりますけれども、基金運営委員会のほうで協議、決定をするというふうになっております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

30%の条件については、先行している自治体が30%が多かったの

でということでしたが、この基金を創設してどういう支援策にするかということを決めるのに、アンケートをとって、皆さんの声を聞きしてと言われておりましたが、今の話だとこの条件を決めるのにそれが反映されていないのではないかと。他の市町村の新聞報道を見て、そのように決めたというふうに私は、今、判断をしました。

これらの条件を本来なら、今、基金で委員会を作ってやっているということですが、私が、やはり首長が、町の代表が、町がしっかりイニシアチブをとって、支援策をしっかり打ち出していくというのは私は本来あるべき姿だと思います。

この条件面についてもう少し話ししますが、県下においても、同じような事業者への支援金が出されておりますが、今、課長が30%が多かったとおっしゃいましたが、私が見る限り、20%以上というのが大半だと思います。今ちょっとどこの自治体だったか思い出せませんが、10%以上としているところも最近でありましたがございました。厳しい言い方になりますが私から言えば、支援する幅は小さく支援金は10万円と少ない、この内容からは佐川町の特に事業者の皆さんを何としても助けると、立ち上がってもらいたいという町の思いは伝わってきません。例えば、お隣の日高村の事業者緊急支援給付金、これは基金を作っているわけではなく、委員会とかで決めてるわけではなく、これは首長の判断で村としてやってるものですが、条件は20%から50%未満と3段階に分けて条件が設定をされておまして、一番上の40%から50%未満の個人事業者には上限25万円、中小法人には50万円、上限、両方とも上限ですが、給付するとしております。これを見ても、いかに本町の支援策が、枠が小さく、そして額が小さいということがわかると思います。

例えは間違っているかもわかりませんが、今、この状況はコロナ禍という災害時であり、住民の皆さんは被災をしている状態であります。特に飲食業などの事業者の皆さん、そして、それにかかわる事業者の皆さんは大変大きな打撃を受けている。この危機を何としても乗り越えてもらい、3月以前の佐川町に戻していかなければならない。そういったことから、ちまちましたことではなくて思い切った支援策を町長が責任を持って打ち出すと、その姿勢が私は今、必要だと思います。ぜひ、この条件を見直していただきたい。この点について、答弁いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）



お答えさせていただきます。30%と決めた数字に関しましては、行政のほう、役場のほうで検討して、商工会、社協さん、協議する場に提案をさせていただきました。そのときに、国の持続化給付金が50%以上減という中で、40%台、特に少しの差で国の持続化給付金を受けられないところを救済をしてあげないといけないという判断がありました。売り上げとして「下がったね」という判断が、執行部として30%ということ、その当時決定をしたということになります。

その後、給付の相談窓口を開所いたしまして、事業者の皆さんの話をたくさん聞いております。その中で佐川町は売り上げ減にかかわらず、3密をつくらざるを得ない業種のお仕事をされてる方には、一律、対策費として10万円も給付をしております。それ合わせてのセットになりますが、売り上げがあまり下がってない、10%しか下がってないといわれる飲食店の方でも、コロナ対策で感染症拡大防止のためにいろいろ気を遣われてる、消毒液を購入されてる、そういうこともありますので、10万円を追加をしていると、売り上げ減にかかわらず10万円を支給しているということになります。6月の下旬まで今の基準に基づいて給付をしております。その中で、事業者の皆さんからは「本当にありがとう」という言葉をいただいております。「いろいろ対応も早いね」という言葉もいただいておりますが、まだまだやっぱり改善をするところもあろうかと思っております。6月末で一度は給付金に関しては締めますけども、長期化する可能性もありますので、次の対策に向けて第2弾、第3弾、ということで考えていきたいというふうに思っております。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

そりゃね、事業者の皆さんはいただくわけですから「ありがとうございます」は言いますよ。大事なことは傷を負ってる、傷を治して、そこから以前のように、元気にお店なら経営をしてもらえる、その体力をつけてもらうことが大事なわけで、たとえ10%でも売り上げが下がればその分支払いのお金がないわけですよ。20%でも。私が聞き取りをしたときにも、「50%ほどは下がってない。だけど20から30やね」と。だからなんで30にしたのかというのが私には理解できないし、たくさんの新聞を持ってきましたが、どの自治体も20からです。もう申請がきて、始まっているので見直しができないということかもわかりませんが、次の臨時交付金等もありますから、

ぜひその点をしっかり見据えて、もう一度見直しをしていただきたいと思います。

それからもう1点、臨時交付金のこの間説明をいただきました実施計画、いただきましたね。その事業についてお聞きをしたいと思いますが、その中のひとつに、図書館パワーアップ事業というのがあります。この事業は、確かに国が示している交付金の活用事例集の中にはあります。ありますよ。ありますが、150万円をかけて、1,500円の本を千冊、図書館の本を買うことが、今、必要ですか。この事業に充てるお金があるなら、他の事業に充てるべきです。

国が示している例では、単に図書館の蔵書を増やすだけではなくて、蔵書情報のオンライン化やインターネットでの予約、郵送による貸し出し、読書環境の充実、いわば新しいことへの取り組み、もし、第2波、第3波が来たときに、家にいるようになったときに少しでも情報を取れるように、そういうことがどちらかという主であって、単に蔵書を増やすということではない。ましてや万が一にも第2波、第3波が発生すれば、図書館は休館になる可能性もあるわけで、本を買ったとしても誰も見に行けない。コロナ対策のための交付金であり、本町の事業者の皆さんの状況を考えれば、図書館の本を今買うときではない。町民の皆さんの生活を守る事業に充てるべきであります。

例えば、販売の受け付けも終了しましたが、高知新聞社が四国銀行との協力のもと立ち上げたクラウドファンディング「あしたの分も買うちよきね。」という飲食先買いの応援プロジェクトがスタートしておりました。これは、皆さんも御存じのように、自分の応援したい店の飲食券を先に購入するということで、資金繰りに困っている飲食店を応援する取り組みであります。これには、10%分のプレミア分がつきますが、これは店側が負担をするということになっております。例えばこの10%のプレミアム分を佐川町が負担をするということのほうが、図書館の本を購入するよりも、ずっと町民の皆さんに喜んでいただけるし、町民の皆さんのためになると思います。この国の臨時交付金の活用例、執行部の皆さんもそれを見て図書館を挙げたと思いますが、同じようにその中に、「外食産業等応援前払い促進事業」というのが、この、まさに高知新聞社がやっていたいてるものと同じものがあるわけです。

なぜこれをやらなかったのか。ぜひこの図書館の事業はやめて、

まだ予算は出てきてませんが、計画にのってますから、これはやめて、ぜひこういう事業をやっていただきたい。この高知新聞社のクラウドファンディングの中にも、佐川町の飲食店の全てのお店が参加をされてるわけではない。佐川町として独自でそういうものを立ち上げてこれからどんどん元気になっていただく、店を復興していただく、そういう意味でやっていただきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。佐川町独自の「先買い応援プロジェクト」も検討させていただきました。ただ、実施に至らなかったということになりますけども、今後、第2弾、第3弾の中で消費喚起を促していく事業をしていこうと、先買いも良いけども給付金等でお金が少しずつ回りつつあるので、落ち着いた後に消費喚起を促す、そういう事業をしていこうということに役場、商工会で話をしたときに決定をいたしました。

いろいろな形があると思います。今回はこの実施計画につきましては、各課からいろいろな自治体、国が事例として挙げているものも含めていろいろ検討した中で、バランス良く住民の皆さんに対して、何かこのコロナの対策で打てる手立てがないかということで、図書館のこの事業も出てきております。

今後、また協議をしていくことになります。今、実施計画として出しておりますが、この計画全てを本当にやれるのかということは現時点ではまだ決まっておりますので、松浦議員のおっしゃった御意見も踏まえて、今後の役場の会議の中で、庁議の中で検討して決定していきたいと考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

町長おっしゃるように、この担当の課長にも説明をいただきましたが、この臨時交付金の計画の総額が2億を超えておりますので、交付金9,500万ですから全てがやろうと思えば、一財を同じくらい出さないといけない。ですから、やらない、やれない事業もこれから選択をしていくんだと思いますが、ぜひこういう図書館の本なんというのは、計画に挙げることで自体が私は今の町民の皆さんの感覚からずれてると、計画にのせることで自体が。と私は思います。

さまざまな、今、町が行っている給付金、県の給付金、国の給付金、それは今までマイナスになっていたところをそれで埋めている。

これから売り上げを上げていってもらわなければならない。でも、まだまだお客さんの足がそんなに十分に戻ってきているわけではない。ですから、こういうものも含めてしっかり、産業振興課の中でも立ち上げる。こういう店をどうやったら事業所を応援するのかということを、ぜひ立ち上げてもらいたいというふうに思います。計画を。

今、明確にはありませんでしたが、図書館はやめていただいて、本は。本はいつでも買えますから、ぜひコロナ対策に充てていただきたいと思います。

もう一点、関連して申し上げますと、この実施計画の中に商店街のプレミアム付商品券の事業があります。本町でも過去に何度か出ましたが、今回まさにこのコロナ禍から復興へ向けての取り組みとして、1日でも早くプレミアム商品券の発行を行うべきだと思いますし、私はプレミアム分については、30%分をつけるくらい思い切った取り組みが必要だと思います。

昨日か一昨日か日高村の例が出ておりましたが、日高村は既に決定をして、商品券発行をすると、プレミアム分は20%をつけるというのが報道が出ておりました。実際に今、行っている全国の自治体でも20%、30%のプレミアム商品券の発行事業に取り組んでいるところがあります。そこで、この事業の実施時期はいつなのか、何%のプレミアムを付けるつもりなのか、計画の中では具体的にみえませんでしたので、お聞きいたします。合わせて30%分のプレミアムに対してのお考えもお聞きいたします。

また同時に、もう一個、地域振興券、これは発行、給付をすると、支給をするということですが、これも提案をしたいと思います。自治体の中には、住民の生活支援、事業者を支援する意味から、3千円から5千円の地域振興券を、地域通貨券という名称で行っているところもありますが、住民に支給しているところもあります。地域振興券ですから、貯蓄にまわる心配は全くなく、着実に町内で使われ、それを元に町内にお金が回り始めます。ぜひ検討していただきたいと思います。この2点について答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、プレミアム付商品券、これもスタンプラリー事業と合わせて、どちらをどの程度、濃淡をつけてやるかっていうことが現時点ではまだ決まっておりません。プレミ

アム付商品券の事業ということになりますと、松浦議員おっしゃいますように、やっぱり思い切ったプレミアを付けるということが大事だなというふうに私も思っております。現時点で20%にするのか30%にするのか、その総額をいくらにするのかということは答弁できませんけども、このプレミアム付商品券事業をやるということになりましたら、やっぱり思い切った内容にしていきたいなというふうに考えております。

地域振興券につきましては、今このプレミアム付商品券をやるということで商工会とも協議をしておりますので、地域振興券に関しましては現時点では検討しないという答弁をさせていただきたいと思っております。以上です。

#### 9 番（松浦隆起君）

これを同時にやると効果が半減しますから、当然第2弾、第3弾という形で分けてするべきだと思いますが、早くするべきだと思います。もう日高村はスタートというかしてるわけで、この給付金、支援策、支給、町からの支援策の事業とかそういうことについて、以前、議員協議会でしたかね、副町長が報道では先に報道されてるけども、本町は日にちを見るとそんなに遅くはないというようなことを言っておられましたけど、報道に出るということはもう骨格が決まっていると、それを見て住民の方は安心をするわけですよ。だから早く決めて早く動く、このことを計画にのってるので担当課にお聞きをしたら、プレミアム商品券もそれからスタンプラリーも具体的な内容はまだ決まっておりませんと。これから決めて、商品券をもしするのならこれから印刷をして、でしょ。もっとスピードアップすべきだと思います。

次に、国においては、二次補正予算が成立をし、2兆円の臨時交付金が決定をしました。一次補正の時には1兆円でありましたがそれを受けて、本町には約9,500万円の交付が決定をしております。そういったことから見ますと、次の臨時交付金は今回の倍程度、交付される可能性もあるのではないかと。それも見据えたうえで、次なる支援策をどういうものにしていくのか、早急にしっかりと検討する必要があると思っております。いくつか本当は提案をさせていただきたいことがたくさんあるんですが、時間も限られておりますので、一点だけ、それが直接的なものの1つで水道料金の減免であります。町民の皆さん、そして事業者の皆さんは、国や県、そして本町の支

援策、先ほどから出てる町の支給金事業、給付金事業等によって、コロナ以前の状態に戻すために懸命に踏ん張っている状況だと思います。そういったことを町が全面的に支援をする意味でも、水道料金の減免を行ってはどうかというふうに思っております。全国の自治体の中には、全住民を対象に基本料金の減免を行っているところもありますし、特に事業者を対象に行っているところもあります。

これは町長のもとにも4月13日にお伺いして、副町長、総務課長同席のところでもお話をしましたが、実際に事業者の方から、国からの給付金がなかなかきそうにない。一番早くて一番助かるのが、こういう固定費、電気、水道、ガス。水道なら町長が決断してくれたらすぐに請求を止めてくれたら、それで、その分助かりますと、それはお声を届けたと思いますが、そういうお声もあります。全国の自治体の中には先ほど言ったように減額を行っているところもあります。例えば6カ月間なり、3カ月間なり減免を行って、その間に以前に戻れるように、町からのエールの意味も込めて、ぜひ取り組んでいただきたい。町長は「世界一幸せなまち」というのを再三、口にされて掲げておられますが、口だけではなくて具体的に町民を幸せにするというのは、こういう具体的に町民の皆さんが感じる給付金事業もそうですが、そういうことを迅速にスピード感をもって行うことでありまして、人が困っているときに、もぞもぞしながら、そこそこ助かった状態で「大丈夫ですか」と手を出してももうその手はいらない。それでは、町が何のために存在をし、住民サービスを担っているのかわかりませんから、ぜひ、決断をして決めていただきたいと思いますが、それと合わせて町として今後考えておられる、この次の臨時交付金を含めた支援策があればお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。水道料金の減免というご提案をいただきました。今、執行部内でも検討しておりまして、検討している内容につきましては建設課長から直接説明をさせますけども、本当に松浦議員おっしゃるようないろんなことを考えております。あとは本当、スピード感をもって決断をしていくということになるかと思えます。

臨時交付金の第2弾につきましては、医療機関の関係ですね、佐川町でいいますと、高北病院の次の第2波に備えた準備もしなければ

ばいけないということを考えております。高北病院だけに限らず、町内の医療機関、経営的にも少し厳しいという声も聞いております。第2次の臨時交付金につきましては、医療機関、福祉事業者に国としてもかなり手厚い交付をするということになっておりますので、町としましてもこの現時点の実施計画にのっていないもので次の第2弾、第3弾にのせたほうが良いということが、いろいろ検討した中で出てきた場合は、そこは随時、臨機応変、実施計画の中に盛り込んで、真にやるべき事業はなんなのかということを精査しながら決めていきたいと考えております。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、臨時交付金ですが、令和2年5月19日付で厚生労働省、医薬・生活衛生局水道課長から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払いに困難をきたしている者を対象として、支払いを猶予する等、柔軟な措置の実施を検討いただくようお願いいたしますという通知文がきております。また、臨時交付金につきましても、水道料金を初め、公共料金の減免について対象とする旨も通知がきております。

それらを受けまして、全国の状況も調べたんですけど、まず、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等につきましては、全国47都道府県の水道事業者を対象としたアンケート調査が実施されており、1,285事業所より回答のあった実施状況調査の結果によりますと、令和2年5月27日時点で、支払い猶予の実施状況は実施中及び今後実施予定、検討中の事業者は1,141事業者、率にして88.8%、従来の生活困窮者等への対応と同様の対応で、実施予定なしの事業者は144事業者、率にして11.2%となっております。減免の実施状況は実施中、及び今後実施予定の事業者は190事業者、率にして14.8%となっております。4月15日に全利用者の水道基本料金を4カ月間、8割減額するとある自治体が発表して以降その流れが全国に波及しており、1カ月分全額免除、4カ月分基本料金全額免除、4カ月分基本料金7割減額、半年間全額免除といったさまざまな対応をしている事業者があります。

当町含めた県下15事業所の5月14日時点の新型コロナウイルス感染症の影響による対応状況も確認いたしました。水道料金の減免状況につきましては、全て該当なしとなっております。当町にお

きましては全利用者に対しての新型コロナウイルス感染症の影響による一律の減免は行わず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合、一定の基準を満たした方につきましては、申請期間を本年8月31日まで設けたうえで、メーター使用料を含めた基本料金を6カ月減免できるように準備を進めてるところであります。また、減免の要件の該当しない方につきましても、個別に相談があった場合には支払い猶予を含め、真摯に対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の、今後、第二次補正予算のところで検討しているものがあるかということがございましたので、健康福祉課のほうで所管をしております部分で、現在、チーム佐川推進課のほうで特別定額給付金10万円支給をしておりますけれど、これは4月27日までの住民の対象となるということで、4月28日以降については対象になってございません。これにつきまして、庁内話をする中で、やはり妊婦さんへの支援であるとか、4月28日以降生まれた子供さんへの不公平感というものを是正するために、国の二次補正予算を使いまして支給するというを今現在検討しております。以上です。

9番（松浦隆起君）

その、生まれた子供さんと妊婦さんについては、この後お聞きをしようかなと思いますが先に答えていただきましたので、まず水道については目に見えて困っておられる方だけではなくて、この特に例えば休校期間中、子供さんがたくさんご自宅で過ごされた。目に見えない出費が各家庭で、これをお聞きをすると出ている、そういうことを見た上での全庁的に何カ月かはやったらどうかというふうに思っておりますが、改めて検討していただければというふうに思います。

今、健康福祉課長からありましたが、全国の中にも28日以降生まれた赤ちゃんにも給付をするということ、独自の、しておりますが、今、額が決まっておられるならお聞きをしたいと思えますし、それから今妊婦さんという声が出ましたが、日高村でも妊婦さんへの給付金が出ましたが、妊婦さんについても給付金を考えておられるのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。金額についてはまだ決定をしているわけでは



ございませんけれども、先ほど申しましたとおり、国の特別定額給付金 10 万円というものがございまして、それを基本として今考えていきたいというふうな考えをもっております。

妊婦への支給ということで、これは今時点でお生まれになっているお子さんがいる場合は、子供さんに対してというか住民として 1 人 10 万円支給をするということが考えられます。ただ、それ以降、今年度中に生まれるお子さんについては、できるだけ早く妊婦さんにお金を届けたいということがございまして、重複支給にならない形で妊婦さんへの支給というものも、制度の中に一緒に考えていきたいということでございます。

#### 9 番（松浦隆起君）

ぜひ、定額給付金と同様の額で新しい子供さん、それから妊婦さんにも給付をしていただけるようお願いをしたいと思います。

それでは、時間もないので次々いきたいと思いますが、次にこの学校現場における取り組みについて伺いたします。

まず G I G A スクール構想の取り組みについて、国は今回の新型コロナウイルス感染症の影響により休校が続いたことにより、子供たちの学力の影響を考え、オンライン授業が行えるよう、学校 I C T 環境の改善に力を入れております。今回、新型コロナウイルスの影響により、そのスピードの加速が求められております。これまでも予算化され本町でも取り入れられておりますが、1 日でも早く取り組むことが重要であります。本町においてはこの 3 月定例会においても補正予算が計上され、各学校へのタブレット導入が進められておりました。また、今回の補正予算にも計上されております。そこでまず、確認をさせていただきたいと思いますが、現状におけるタブレットの設置状況、それからネットワーク環境、そして今後のスケジュールをお示しいただきたいと思っております。

また、これも確認ですが、今まではお話をお聞きすると、県教委からはタブレットの持ち帰りをしないようにと、ネットワークにつながるウイルスとかうつってはいけないといういろいろな理由もあるようですが、そういったことのようにありましたが、県から通達がきていると、出しているということを県に確認するとそういうお話ですが、それも合わせてどのように対応になるのかお答えいただきたいと思っております。

#### 教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。G I G Aスクール構想についてですけれども、本町のほうの取り組みにつきましては、昨年度各学校1クラス分の端末の整備、合計で155台になりますけれども、それと、主な教室でのW i - F i環境の整備を実施しております。本年度につきましては、国の補助事業を活用して全児童、生徒、1人1台の端末整備と特別教室も含めまして、全ての教室のW i - F i環境の整備と主に通信速度の強化というようなことを実施するようにしております。

スケジュールにつきましては、現在W i - F iの整備であるとか、端末の整備、補助申請前の調査を提出しております。間もなく補助金額の内示があると見込んでおります。その後、本申請、交付決定を受けまして入札と購入の契約、金額的には議決の案件になると思いますけれども、事業につきましては大体9月くらいからかなという予定しております。W i - F iの整備につきましては冬休み期間中の実施、冬休み期間中に終わらせるということをご予定しております。

端末機器の家庭への持ち帰りにつきましては、学校の端末機器を接続するため、高知県の場合は高知教育ネット以外に使用は原則禁止となっておりますけれども、今回の緊急事態のこともありまして、県の対応も議員言われているとおり柔軟になってきております。今後、更に利用につきましては検討していきたいと思っております。以上です。

9番（松浦隆起君）

そしたら確認しますが、今、冬休みというお話が出ましたが、その頃にはタブレットを全生徒に配置して、W i - F i環境の確認ができるという意味ですかね。

教育次長（吉野広昭君）

そのように予定しております。

9番（松浦隆起君）

第2波、第3波と来ないほうが良いですが、そういうことも言われておりますので、1日でも早くできるようにお願いをしたいと思います。また、この県教委の分は直接、私も県のほうへ県議を通じてお話をお聞きをして申し入れを行いました。本当なら今までに、例えば地元の小学校の先生にお聞きすると、タブレットを6年生が持っているのを持ち帰らせて、オンラインの授業の少し、練習というかそれをさせたかったと。けれども、タブレットを持ち帰ったら

だめだということがあったので、それもできなかったという状況がありますので、もし何か県の変化があれば私にも言っていただければと思いますので、そこは強く押し込んでいただきたいと思います。

このG I G Aスクールを進めて行く上で検討が必要になる項目、いくつかお聞きしたいと思いますが、まず、オンライン授業を行うにあたって現場の先生へのサポート、また、人的サポート。少しお話を聞きしますと、実際に使いこなせるかどうか、そこが少し不安だということもおっしゃってありました。また、オンライン授業をどのように行うかなど、これから準備しなければならないことは数多くあると思います。国の補助の中には、G I G Aスクールサポーターや学習指導員も計上されております。そういったものの活用も検討されるべきだと思いますが、これらの点についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

学校へのサポートの体制につきましては、本町の場合は、昨年度からICT支援員というような形で配置というか、雇用して、主に端末を含めました機器類の設定であるとか、ICTを活用した授業の準備とか授業のサポートを実施しております。今回、このコロナ対応につきましても、学校が実施しておりますリモートによる研修とかそういうような設定、端末の使用方法について指導も実施しております。以上です。

9番（松浦隆起君）

確認しますが、そのICT支援員という方は各校に1名ですか、それとも何名かで回られてるということですか。

教育次長（吉野広昭君）

各校に1名ということではなくて、順次必要があるところに業務に当たらせております。

9番（松浦隆起君）

今まではそういったことで対応できたかもわかりませんが、これ、全校、全生徒に1台ということになると、相当なバックアップが必要となります。ですから、そのへんをもう一度よく現場の先生とも話をして聞いていただいて、本当にどれだけの支援が必要かをぜひ検討していただきたいと思います。

次にネットワーク環境についてであります。学校内の環境もさることながら、大事な点は子供たちの各家庭のインターネット環境

であります。先月 18 日付で各生徒へ I C T 環境のアンケートが行われておりますが、その結果がわかっているようでありましたらお聞かせいただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

議員のおっしゃられた御質問の調査につきましては、6 月の 12 日に集計をするように予定しております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

わかりました。6 月 12 日ということなのでこれは言っていないかどうかわかりませんが、先に言うといけないかもわかりませんが、今朝、地元の校長先生に確認すると、地元の小学校ではお二人、W i - F i 環境がなかったということをおられました。ですから、少なからず W i - F i 環境ではないご家庭もあると思います。

今回、国はこの G I G A スクール構想の補助金の中に通信環境の整わない家庭へのモバイルルーター、W i - F i をできる機器ですね、それを含んでおります。そういう意味でも、そういう準備もしっかり貸し出すということも行いう必要があると思いますが、その点についてお聞きいたします。

教育長（濱田陽治君）

必要な場合はトータルの物を貸し出しをさしあげたいと思っております。なお、このコロナのこともありまして、また佐川未来学の件、プールの件、さまざま保護者の皆様にお話しをしないでないことがありましたので、4 月の末から各 P T A の役員会にお邪魔いたしまして、御説明を申し上げてあります。その中でもこの件はお話をしてあります。また、ご家庭でのセキュリティの問題も出てきますので、保護者の皆さんにも十分ご理解とご協力いただきながら、御家庭でのこのインターネット、それからモバイルの授業とかですね、さまざまなタブレットを使った活用が進むようにしてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

9 番（松浦隆起君）

関連をしてもう一点、お聞きをしたいと思っております。先ほどの話のように、そのモバイルルーターを貸し出したとしてもそれには当然通信費がかかります。今まで W i - F i 環境がない御家庭であれば新たに費用が発生するわけで、特に要保護世帯、準要保護世帯への配慮が必要であります。この点、国は I C T を活用した教育に係る通信費の生活保護業務上の取り扱いということで、指針を示してお

りまして、自治体または学校が一括して通信事業者と契約をする場合と、各家庭が個別に通信事業者と契約をする場合、すでに契約をしている場合もあります。契約方法は変わりますが、どちらも実費を支給するというふうになっております。これに準じて準要保護世帯についても本町においては同じ取り扱いにするべきだと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

それらを含めまして、加味して検討をさせていただくように思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

それらを加味してというのは、準じるという方向で検討するという意味ですか。はっきりとお答えください。

教育次長（吉野広昭君）

今、この場でちょっと結論めいたことはちょっと申し上げられないのであれですけども、検討いたします。

教育長（濱田陽治君）

詳細はまた検討してまいります。情報の格差によって子供たちの将来の格差を生むということはこれは避けたいと思っております。これから、こういったICTの活用によって教育は大きく変わっていきます。そこから取り残される子供たちが出ないようにしていきたいと思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、はっきりお答えは、特に次長のほうはできないみたいですが、ぜひ準じるように準要保護世帯についても配慮していただきたいと思っております。

先ほども言いましたが、いつまたこのような、あってはいけません。もし臨時休校というような状態になったときに、対応できるように1日でも早くスケジュールを前倒しをしながら取り組んでいただきたいと思っております。

次に、学校における感染症対策についてお聞きします。学校におけるリスクを少しでも下げるために、児童生徒用のマスクの備蓄、また校舎への入出時、今は設置をされていないようですが、アルコール消毒を行うための設置、それから非接触型の体温計の整備、これらについて取り組む必要があると思っておりますが、現状と今後の取り組みをお聞きします。

教育次長（吉野広昭君）

児童生徒のマスクにつきましては1人1枚ほど、既に予算計上しておりました給食用の、配食時のマスクを流用しまして、大体がお1人1枚程度にはなりますけれども、配布をしております。今後の予定にしましては、児童生徒用のマスクについては、一時の様な入手が困難な状態から購入しやすい状態になりつつありますので、消毒薬と非接触型体温計も合わせて購入が可能な物から順次年度内と  
うか、確保をしていくことにしていきたいと思っております。

9番（松浦隆起君）

ちょっと整理をしてお答えいただきたいと思いますが、今、1人1枚と言いましたが、これ、国から学校の生徒さんには1人2枚くるようになってると思います。もう1枚は既に配布されておりました、このあと1枚はまたもう1度くるという連絡が子供にはきております。今おっしゃったように町の予算で1人1枚やってるかのようなお答えでしたが、そこを具体的にお答えいただきたいのと、今、斗賀野小学校の前でも、毎朝子供を見ておりますが、手作りのマスクがほとんど。ということは子供用のマスクが非常に購入が今までは難しかった。もし、第2波、第3波になったときに購入できない状態になる可能性もある。学校は基本的にマスクをしてきてくださいということですから、そういう対応をするために備蓄をする必要があるのではないかとということですが、もう一度お答えください。

教育次長（吉野広昭君）

私が先ほど申しました、1人1枚というのは、文部科学省経由で学校へ配布をしたものではなくて、町の予算で購入して配布をしたというものです。

別途、国のほうから支給されるというのがマスク1枚配布をして、別途またもう1枚という予定になっております。以上です。

9番（松浦隆起君）

その1枚は今配られているのがそのマスクですか。それとも学校へ備蓄をしているんですか。

教育次長（吉野広昭君）

国から支給されたマスクにつきましては配布済みです。町のほうの予算で購入した分については、各校に対応をおまかせをしておる状態です。

9番（松浦隆起君）

それについては現場の先生に一度確認をさせていただきたいと思  
います。

次に、学校はこれで終わらせていただきまして、次に災害におけ  
る対応として、今と同じように、避難所においてもマスクや、また、  
アルコール消毒、非接触型体温計の整備が必要だと思いますが、こ  
の臨時交付金の実施計画の中にも記載がありましたので、今後の取  
り組みについてお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。災害時に多数の避難者やボランテ  
ィアの方が、拠点避難所のほうに集まることが想定をされておしま  
す。避難所におきましては、身体的距離の確保が困難なことやトイレ、  
洗面などそういうところの共同で利用するものが多いということ  
などもありまして、感染の防止の対策といたしまして、今、松浦  
議員のほうから御質問のありました、マスク、アルコール消毒、使  
い捨て手袋の備蓄に合わせまして、非接触型体温計の購入を計画し  
ておきまして、今回、提出させていただきまして6月補正の一般会  
計の予算書の中で、新型コロナ対策費として予算のほう計上させて  
いただいております。備蓄の数量につきましては、なかなか難しい  
ところではありますけれど、南海トラフ地震が発生した際の、高知  
県物資配送計画、このものに基づきますと、発災後4日目からは国  
からのプッシュ型支援物資の配送が始まるということもありますの  
で、3日間くらいは十分に足ると思われる量のほうを備蓄するとい  
うことにしております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

予算が通った後、備蓄の購入時期というか、それ大体のめどは立  
っていますでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。予算が通った後の購入の時期ということであ  
りますけれど、まだ具体的にいつ入るかという問い合わせとかはま  
だしてないと思えますが、もう予算が通りましたら至急に、マスク、  
アルコール消毒、使い捨て手袋、非接触型体温計、調達できる物か  
ら早急に調達するというふうに考えております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

よろしく申し上げます。

それでは、次に、これは具体的な通告はしておりませんが、災害

時において避難所における3密をどう防ぐかというのが非常に大きな課題で、パーティーションであるとか、さまざまなことが考えられますが、内閣府が避難所での新型コロナの感染拡大を防ぐために避難者が分散できるよう、通常よりも可能な限り多くの避難所開設を求める内容の通知を出しました。また、全国の自治体では地域防災計画、避難所運営マニュアルにこのコロナへの対応、感染症に対する対応を追加をし、計画とマニュアルの変更を行うところが出てきております。当然本町においても、必要なことではないかと思っておりますが、この点についてお答えできる範囲で答弁いただきたいと思っております。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今、松浦議員がおっしゃられた通り、避難所は不特定多数の住民の方が密集し、感染症のリスクが高いということもありまして、国のほうでも密集を避けるには避難所の増設が有効でというようなことが出ております。佐川町におきましては現在、拠点避難所といたしまして、11の拠点避難所がございます。この拠点避難所のほうで災害が起こった場合は、避難者の方がこちらのほうに避難していただく対応ということをとっておりますが、今回の通知等を受けまして、こちらの拠点避難所11カ所におきまして、密集状態が発生するという想定もいたしまして、現在考えているところではありますけれども、避難所の増設ができる場所といたしまして、佐川町のほうで緊急避難場所ということで、各地域の公民館のほうを指定していただいております。こちらの緊急避難場所のほうで、現在町内で82カ所ございますので、こちらのほうで分散して避難していただく方法がないかということも踏まえまして、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

その計画とマニュアルの変更等は、行うような予定は今時点で考えはありますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。大変申し訳ありません。この国のほうが決まったのが29日ということで、具体的にこの計画等変えるというようにまだ検討がまだなされておられませんけれども、この内容から考えますと、計画に盛り込まなければならないかというふうには考えております。現在お答えできるのが以上でございます。



9 番（松浦隆起君）

わかりました。もう一点、災害時の備蓄品として、液体ミルクの備蓄についてお伺いをいたします。これは以前もお聞きをしておりましたが、まず、具体的にお聞きをする前に一点、町長のほうにお聞きをしたいと思いますが、この議場においてこの執行部の皆さんが我々に答弁をしますが、その重さというかそれをどのように町長お考えになっているかをお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。議員の皆様様の御意見、御提言は真摯に受け止めさせていただいております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

真摯に受け止めていただいているということですが、この質問は平成 30 年 12 月定例会において、使い捨て哺乳ボトルの備蓄と合わせて質問させていただきました。その折、総務課長から「有効性が高いというふうに思われるので、この備蓄については前向きに検討のほうを進めていきたい」という答弁をいただき、哺乳ボトルのについても同様の答弁でありました。その時点で液体ミルクの販売はまだでありましたので、販売が始まればということも議場の外でありましたが、話をした記憶があります。ですから当然、備蓄をするものと解釈をしておりました。ところが、少し前に危機管理の担当の方に確認をすると、健康福祉課の判断で粉ミルクで対応するという事になっているので備蓄はしないことになっております、ということでした。正直に申し上げて、聞いた瞬間「冗談じゃない。」と「おかしいだろう。」と正直思いました。そこは大人ですから、荒い言葉は口にはしませんけども、議場での答弁をほぼやりますというような答弁をしておきながら、質問した議員に話もなくこうも簡単に覆すということがあっていいのかと、こういうことをされたら信頼して、この場で質問して答弁受けるなんてことはできない。

この液体ミルクの備蓄については 4 月 21 日付の高知新聞にも特集記事が生まれ、災害時に有用ということで、今 10 市町村が採用しており 8 市町村が検討していると。記事には、助産師ら専門家もこの液体ミルクの備蓄を評価していると書かれてあります。健康福祉課の理由は、粉ミルクと備蓄用の水とポットがある。福祉避難所のかわせみにしっかり置いてあるので必要ない、対応できる。そして液体ミルクもメーカーとは話をしているため、必要であればもって

くるようにはなっていると。でも災害時にそんなことは可能かどうかわかりません。この話を聞いて私は危機意識の欠如に呆れました。母親の、お母さんの立場ではなくて、備蓄品を管理する自分たちの側の理論で判断したんだなど、個人的には思いました。

災害時にはどんな状況になるか想像はできません。あらゆる手立てをこうこじておくべきであって、湯を沸かすことなくすぐに飲ませることのできるこの液体ミルクの備蓄をしない理由が見当たらず、まして、議員から提案があって取り組みますというような方向の話をしておきながら、取り組まないということは全く意味が分からない。冒頭にも申し上げましたが、これでは二元代表制とは言えない。

また、今回取り上げたのにはもう一つ理由があります。このコロナ感染症対策であります。複数の人が使うポットのお湯を使うというのは感染のリスクが高すぎる。その心配なく個別に渡して使える液体ミルクというのは備蓄をすべきです。住民の代表として、もう一度言います。すぐにでも備蓄品に加えるよう求めたいと思いますので、答弁をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。松浦議員がおっしゃられましたとおり、平成30年の12月議会におきまして、その分につきましては松浦議員がおっしゃられたような答弁を行いました。実際上はその時点ではこの分の販売自体が国内ではなされてなかった、ということもありました。そして、昨年春から日本国内で国内メーカーの液体ミルクの販売が開始されたということでございます。それで、こちらのほうの危機管理、総務課のほうにおきましても検討を行ってまいりました。その検討していった内容につきましては、先ほど松浦議員が御質問で言われたとおりのことでございます。現在の状況から言いまして、災害時に妊産婦とか乳幼児を対象とした福祉避難所、健康福祉センターかわせみ。これが松浦議員が先ほどの御質問で言われましたように、普段使っているものも提供できるように、粉ミルク、こちらのほうも構えておると。また、断水やガスの供給の停止に備えまして、水の備蓄に加えまして、使い捨ての哺乳瓶、こちらのほう及びカセットコンロのほうも備蓄しておると。そして、ミルクを作る際でありますけれど、ミルクを作る際にはマスクの着用は当然いたしますし、アルコール消毒を行い、また使い捨て手袋、こちらのほうも使用することによって感染防止を努めるというような

ことも考えております。そのようなことから考えまして、検討していく中で、現在のところはこの普段使いが、使っておる粉ミルク、こちらのほうで対応していったらどうかということになっております。

液体ミルクにつきましては、今後、絶対採用しないとかいうことではなくて、今後そういうようなニーズ、今言われたようなニーズも増加してきておりますので、液体ミルクの備蓄につきましても検討のほうは引き続き行っていく、というような今現在状況でございます。以上でございます。

#### 9 番（松浦隆起君）

先ほど避難所も密にならないように、また分散するようにと。福祉避難所と担当の方が僕に言ったときも、そういう、私のときも話でしたが、福祉避難所に行ける妊婦さんばかりじゃないですよ。子供さんかかえてる。斗賀野小学校や公民館やそういうこともあるわけです。一度は、先ほどから言ってますが、導入するように進めますということをおきながら、やらないというのは納得できません。もう一度お答えください。町長でもいいですよ。こんなことなら質問して答弁いただいても信用できん。

#### 総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今の御質問の、松浦議員が言われるように30年の12月議会において、私のほうから答弁した、それはそのままの事実でございます。その後、協議の中で今現在考えておるということで今日回答させてもらいました。その間、御質問いただきました松浦議員初め、他の方々に十分な説明が私のほうでできずに、このような事態を招いておるといふふうに認識しております。確かに、松浦議員がおっしゃられるとおり、ここの議場において発言したことにつきましては、当然その責任をもって実施していく、あるいは説明を十分していくということが必要であります。今回の件につきましては協議の中で、今日お答えしたような内容になりましたけれど、私のほうの十分な説明がいき届かなかったということでもあります。以上でございます。

#### 9 番（松浦隆起君）

いや、導入してくださいという話をしているわけです。私から聞くと、マスクをして手袋をして、消毒をして、わざわざそんなことをして液体ミルクを入れないがためにやっているようにしか聞こえ

ない。液体ミルクを入れればそのまま手袋をしてお母さんに渡すだけで済むんですよ。それをやらない理由が見当たらない。納得できないのでもう一度答弁をください。やるまで聞きますよ。引けない。これは。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。先ほども答弁しましたとおり、現状の協議の内容は今、私のほうが回答したとおりでございます。液体ミルクの備蓄につきましては、先ほども答弁したように、備蓄をしないというわけではございませんので、その備蓄につきましては当然考え、検討してまいります、ということになります。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

もう検討する時間過ぎてるんですよ。前回検討するって言ったでしょ。やるって言ってください。じゃないと私は引かない。これは。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 43 分

再開 午前 10 時 44 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

答弁させていただきます。麻田課長もいろいろ考えがあつての答弁だろうなというふうに思います。あと、健康福祉課のほうで、保健師の皆さんが、どういう形がいいんだろうということで協議をして、現時点で使い慣れた粉ミルクをとということで、今の体制でいきたいという現場の声もあったというふうに判断しております。今この場でその人たちの考えを無視をして私が「やります」ということは言えません。ただ、改めて再度しっかりと検討をして、急ぎ、6月中に検討した結果をしっかりと松浦議員にお伝えをさせていただくということで私の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

9 番（松浦隆起君）

あのね、配備しているところは液体ミルクが合わないお子さんもいるので、両方で備蓄してるんですよ。だから全く私、執行部の、そ

の健康福祉課の方の考えも全く分からない。その方たちが一生懸命考えてやってる。そしたら議員がここで何を言っても結局職員の方たちが違うと言ったらやらないってことでしょ。だから、二元代表制ではないと私は言ってるんですよ。だから今、町長がもう一度検討しますとおっしゃいましたから、それを信用しますから、ただ、やらないということは僕は引けない。それは強く申し上げます。これは人間で言うと約束したわけですから。この議場の外でも具体的な話をしていますよ。その上でやらないなんていうのは、それはそのことは他の人にはわかりませんが、そういう話をしてるのに、こういう扱いは私は許せない。それだけは申し上げておきたいと思えます。検討の結果をお待ちしておりますので。

最後に、ぐっとゆるい質問になりますが、ウェブ会議、オンライン会議についてお伺いします。今回の新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が出されできるだけ自宅にいる、いわゆるステイホームと、テレワークも広がりました。今後、万が一、もう一度同じような状態に陥ったときに、対応できるよう、オンラインにおいて会議できる準備をしておくことは急務と言えらると思えます。例えば、町長を中心とした庁議でありますとか、議員でありますとか議員協議会でありますとか、緊急時に時を選ばず、もっと言えば時間を問わず、会議を開くことができます。例えば、緊急に町長が、議会に対して説明をする事案が起きたとき、その時にもオンライン会議は有効であると思えます。私も党において、2度オンライン会議に参加しましたが、想像以上に有効だと感じました。ちょうど本年度の議会費にはペーパーレス化の予算を計上し、タブレットの購入、購入というか貸し出しも計上しておりますので、執行部とあわせてこれは早急に取り組む必要があると考えております。今、多くのオンライン会議はZOOMという、いわゆるアプリ、ソフトで行われておまして、費用はそれほどかからない、40分以内であれば無料で行えます。こういったものの活用も含めて、早急に取り組むべきだと思えますが、お答えをお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。テレビ会議、ウェブ会議の重要性につきましては松浦議員のおっしゃられるとおり、その有効性のほうは十分認識しております。現在ですけど今の環境下におきましても、町長の行政報告にもあったと思えますが、健康福祉課のほうを担当する障

害者計画や障害福祉計画の策定委託業務にかかるプロポーザル審査、こちらのほうにおきましても、役場と提案業者の会議室をインターネットでつなぎまして、テレビ会議方式で行ったということもございます。今現在、ウェブ会議導入に向けた環境整備といたしまして、役場、かわせみ、文化センターに必要な機器の整備のほうを進めて行こうというふうに考えております。合わせて、各地域との連携という側面から各集落活動センター、こちらのほうにつきましても、同様の整備を進めることとしております。また、既に当初予算において、予算化されております、議会のペーパーレス化に向けた取り組みの中で、議員の皆様向けのタブレットが調達されるという見込みとなっております。このタブレットを活用することで先ほどの御質問もありましたように、町執行部と議員の皆様との間におきましても、ウェブ会議のほうが開催可能ではないかというふうに考えております。このような取り組みにつきましても、現在考えておまして、取り組みを実施する予定ということになっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ早急に取り組みをしていただいて、また、すぐシステムということでお金がかかる、お金をかけるということがありますが、お金をかけないでできるオンライン会議もありますので、ぜひそういうことも研究をしていただいて、できるだけ費用がかからない形で大きなシステムを改修してシステムによってやるというふうになると、お金がかかる。先ほど言ったZOOMのようなやつも当然セキュリティ対策というのが必要になってくるので、それも含めて検討していただきたいと思っております。

今、日本は新型コロナウイルスにより今まで経験したことのない、危機に見舞われておまして、何としましてここからある意味復興していかなければなりません。その意味でも、今日は厳しく言わせて、発言をしたところも多々ありましたが、町長を初め執行部の皆さんには、迅速に、そして思い切った施策を、ある意味批判を覚悟で、町長の判断である意味切り開いていくと、そういう覚悟で行っていただきたいということをお願いをいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、57分まで休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番、西森勝仁です。私の質問には先ほどの松浦議員さんの質問と重複する部分もありますが、その答弁は重複しても結構ですので、答弁をいただきますようお願いしておきます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。私は今までは住民の皆様の声なき声やつぶやき、また少数意見などを交えながらお尋ねをしてきたところではありますが、今回はこの1、2カ月間、コロナの対策を含め不満の声が怒濤のごとく届いております。これを紹介してみますと、まず4月20日頃だったと思いますけれども、ちょうど昼どきでありましたが電話がかかってまいりました。この内容をかいつまんで申し上げますと早い話、「国がくれるというあの10万円はいつくれるがよ」、こういうことでありました。私は「国がなんぼくれると言うても佐川町で予算を組んで議決せんと払えん。まだ私はいつ議会が開かれるとも聞いちゃあせんけん」と、こういうふうに答えました。そしてまた「早うせんと連休にもなるき困るねえ」とこう言うところの人は「あんたらあ議員が何人かで組んだら議会を開くようにできるがやないかよ」とこう言いますので私は「それは開くように要請はできるが、そのための議案がない」と申しますとその人は「高知市らあでも5月1日から受け付ける言うし、黒潮町ではとうからやりゆうじゃないか」とこういうことでありました。私は「予算の編成権も執行権も町長だけにしかない。議会を出された議案を審議して議決するだけ、けんど今回のように急ぐという事であれば町長は予算を専決して、執行することができる。それは町長だけにしか権限はない」こう言うと、「ほんなら町長に言うてみる」とこういって電話を切ったわけではありますが、周りにいた人たちも「えらい長い電話じゃったねえ議員もたまらんねえ」とこう

言って笑っていました。3、40分は優にかかったかと思います。

そして今度は5月の連休があけてすぐのことでありましたが、同じようなコロナの支援対策の話がありましたが今度は議会事務局長から14日に臨時議会が予定されているとこういうように聞いておりましたのでその旨を伝えました。みんな近隣市町村の支援の情報を持っていますので、佐川町の支援の内容がわかると今度は至るところで「佐川町は遅いわ、少ないわ、町長は一体何を考えゆうがやろう」というわけであります。そこでそばにいた人が「よその町村がいろいろやりゆう言うて新聞に載るので、ほんでみんな腹が立つがよえ」と、こともなくさらりとかういった言葉が非常に印象的でした。

そこでお尋ねをしますが、佐川町独自の救済事業は何をしたのか。またこれから何を予定しているのか。それはどんな人のためにどんなことをどのようにするのか。事業の総額がわかっているならば含めて町長にお尋ねします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。西森議員の御質問にお答えさせていただきます。佐川町は遅いというふうに思われている住民の方もいらっしゃると思いますが、佐川町としましては一生懸命対応させていただいて、みんなの考えのもと、これまで取り組みをすすめてさせていただきました。事業者向けの相談も、個人向けの相談も含めて細かく対応させていただいて相談をさせていただいた皆さん、事業者ですと70件ほどになりますけれども、皆さんから概ねありがたいなあという声をお聞きしております。人それぞれ遅い早い受け止め方があろうかと思いますが、佐川町は一生懸命取り組んできたということをご理解いただきたいというふうに思います。詳細の事業につきましてはそれぞれ担当課より説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

西森議員の御質問にお答えいたします。私のほうからはコロナ対策にかかりましての町民個人向けの支援につきましてまとめて今やっていることそれから今後、やっていく予定のものを御説明させていただきます。

現在、経済的な支援としておこなっているものにつきましては、町がやっていこうということで、特別定額給付金一人あたり10万円



これは国の施策に基づくものでございます。それから子育て世帯への臨時特例給付金これは児童手当受給者に対しまして子供一人につき1万円受給するもの。これにつきましては国の施策によるもの1万円とあわせて町単独でも児童手当受給者に対しましてこれを名前をチーム佐川子供応援給付金というふうにさせていただきまして、追加で町単独で1万円町の予算で出させていただきます。これについては6月15日が児童手当の受給の日になっていますが、それにあわせて支給をするという予定になっています。

それからこれは町ではないですけれども、社会福祉協議会が窓口になってやっているものがございます。コロナ対策として休業とか失業によりまして、一時的に生計維持が困難になった人、それから日常生活の維持が困難になった人こういった方々に対しまして無利子の貸し付けを行っています。緊急小口資金の貸し付けということで一人10万円以内ということ。それから総合資金貸し付けとしてこれが、単身の方は15万円以内、2人以上の方は20万円以内ということで最大3カ月以内という貸し付けがございます。あわせまして、社協のほうでは住宅確保給付金ということで失業等によって住居を失うおそれがある人についても、これは基準がございませけれども3カ月までということで、生活が困っている人に給付貸し付けがございませ。これについては全国の統一と言いますか、そういう基準に基づいて実施を社協が窓口になって社協が実施をしているものです。そしてチーム佐川支え合い基金ということで、役場、商工会、社協が運営している基金の中での実施につきまして個人向けについては、今申しました緊急の貸付金これを借りる人に対しまして一律3万円これは独自で基金のほうから支給をするという制度を運用しております。現時点で重立った町民、個人向けの支援というものはそういうものがございませ。

今後、行っていく予定のものといましては先ほど松浦議員の質問回答にも話をさせていただきましたが、国の特別定額給付金の対象とならない4月28日以降に生まれている子供さん、住民の方に対しましてこの定額給付金の10万円というものを支給すると、同額を支給していくと。これについては今年度、令和2年度中に生まれる予定の子供さんに対して1人あたり10万円を支給する。ただその支給の仕方については支給の時に妊婦そのまだ子供さんが生まれていない方については、妊婦の方に対して支給するというやり方をし

たいと考えております。これは国の二次補正予算の中にあります第二次地方創生臨時交付金を充てていきたいというふうに考えています。あとは基金のほうで実施をするものとしましては、これは具体的に今後やっていくということについては決まっておりますが、先日6月3日に基金の運営委員会を開催しております。その中で国の第二次補正予算に盛り込まれているのが個人向け結構ございます。医療関係者であるとか障害、福祉介護関係者への慰労金も含まれております。そういったこととか低所得者の一人親世帯への給付金もあります。さらには今やっておりますけれども、国が実施しているアルバイトの学生向けの支援であるとか、そういったものがございしますが、そういったことも踏まえて基金としてどう対応していくかと、どういう支援ができるかということをお話し合っております。今後基金で実施するものを決めていきたいというふうに考えております。個人向けについては以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。私のほうから事業者向けの支援といたしまして実施しているものを報告させていただきます。まず事業者向けの支援といたしましては、チーム佐川支え合い事業者給付金とチーム佐川飲食業と感染防止対策給付金この2つの支援策が実施されております。チーム佐川支え合い事業者給付金につきましては国の持続化給付金の対象とならない国の売上減少が前年比30%を超え50%未満の事業者に対しまして、事業の継続を支援するために一律10万円の給付金を支給することとしております。また国の持続化給付金の対象となっているものの売上減少がすごく大きい甚大な事業者に対しましては、50万円を上限に基金の運営委員会で決定をする額を給付することとしております。

チーム佐川飲食店等感染症防止対策給付金につきましては、飲食店や理美容などの事業の継続にあたり密接、密集、密閉の3密を避けることが困難な事業者に対しまして営業時間の短縮や店舗内の消毒など感染防止に一定行うことを前提に一律10万円の給付をすることとしております。

この2つの支援策につきましては要件にあてはまればそれぞれ両方に申請をすることができまして6月30日まで、役場産業振興課に受付窓口を設置してございまして、そちらの窓口で申請を受け付けております。なお、この窓口におきましては、町の給付金の受付に加

えまして国の持続化給付金の申請のお手伝いもさせていただいております。事業所にお使いいただけるパソコンも用意してその場で申請できる体制もっております。

こうしたサポートなど窓口をお聞かせいただく声を今後支援策に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、町長からは事業者向けに用意したものは70件、そして個人向け、これは各担当課長から説明を受けたわけでありますが、町長と町長の補助職員の担当課長であります、こういった方から説明を受けたわけです。前にも私は確認をしておりましたけれども、各課長が答弁したことは町長の口から出たものと同じと解釈していいかどうか。それで全責任は私にある、こういう答弁の確認もしておりますので、その点、そのとおりでよろしいかまず確認をしておきます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。そのとおりで結構です。以上です。

3 番（西森勝仁君）

私がここで聞きたいのは、貸し付けではなく、給付についてお伺いしているところでありまして、基準日が4月27日だったからそれから後生まれた方には柔軟に対応していくということでありまして、これは微々たる数じゃないかと思えます。佐川町で年間6、70人の出生者があろうかと思えますが、今は大方6カ月ばあ過ぎちゅうし、基準日も1月、2月、3月、4カ月は過ぎていますので、これから後は生まれる方にしても数はかなり、半分ぐらい減ってきてりゃあせんかというふうにも思いますが、それはきちんと対応してもらいたいと思えます。

産業振興課長から説明がありました支え合い基金事業ですか、これは30から50%というふうに説明をいただきましたが、これは社協へ補助金を出してやっている3千万の中とは違うはずですが、あの3千万は全て交付金で補充したと思えます。これは後で言おうかと思っておりましたが、その確認をまずさせていただきたい。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。チーム佐川支え合い基金事業の財源ということでお答えをさせていただきます。5月の補正におきまして計上さ

せていただきまして議決いただきました社協への補助金の3千万は6月補正のほうにおきまして臨時交付金を歳入として受け入れましてそちらのほうで充当するということになっております。以上でございます。

### 3番（西森勝仁君）

とすると、今、総務課長の説明があったわけでありますが、臨時議会の時には3千万基金を崩してそういう説明を受けると全額今まで貯めてきた町民からの税金を崩してそこへ補助金を出して救済しているといくというふうに今受けとめておったわけですが、今の説明を聞いたら産業振興課長は単独事業でやると言っているそういうふうに聞こえた訳ですが、総務課長は財源は交付金で充当したというふうに聞こえるわけですが、違う別物なのかどうかお尋ねします。

### 産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の御質問にお答えします。先ほど言いました2つの事業につきましては町長の行政報告でもありましたようにコロナに負けん、チーム佐川支え合い基金のほうで現在実施しております支援策でございます。同じものでございます。

### 3番（西森勝仁君）

今、説明を受けたように同じものと最初の説明は純然たる町費、一般財源にはかわりないですが、純然たる町費、我々議員ほとんどは町民の税金を貯めたものの中から救済しているというふうに思ったわけでありまして。

当時の総務課長の説明に充当するかもわからんという話があったわけでありまして、それはちょっと確認をしておきます。この5月14日の臨時議会の時も私は意見を申し上げてきたわけでありまして、このコロナ対策は長丁場になるかもわからん、しかし、とにかく今困っている人あるいは休業に協力した飲食店、スナック、カラオケ店などいろいろあろうかと思いますが、こうした本当に困っている人たちが救済を求めているわけでありましてけれども、この救済措置がスピード感が全く感じられていない。こういう状態にありはしないかと思っております。先ほど言いましたように5月の臨時議会で5千万ほど基金を投入して救済するとのことでありましてけれども。足らなければ1億でも2億円でも専決処分をしていち早くスピーディーに対応してもらいたい。町民も議会もそんなことをしてたまるか、と言う人はいない。とにかくスピード感を持ってやって

くださいと頼んでいたところでありますが、どうもそういった実感は全くないというのが議員の皆さんも思っていることでありましょうし、住民もそういうふうに思っているのではないかと思います。

ところで先ほどの答弁とダブってくるかもわかりませんが、この5月の臨時議会で町単独事業で住民や企業の支援をする、こういった予算措置をしたのが、特別定額給付金を除きまして3事業あるわけですが、これは社協へ補助金として先ほども言いました所得が減少した事業者や世帯への経済支援こういったものにするための3千万円と説明があったように子育て世帯臨時特別給付金として国の1万円に町が1万円上乗せして支給する1,400万そして県が休業要請した飲食店、そこに払う高知県休業等要請協力金の佐川町負担金分これが1業者10万円で66業者、660万円、合計で5,060万円ほどであったのではないかと思います。

臨時議会のときには基金を5千万ほど取り崩して町独自の救済対策をするけれども交付金で充当可能であれば充当をすると、こうは言っていましたし、先ほどの説明でも6月補正で補正をするという答弁ですが、これは町単独で救済するとかう言っていた割にはこの全額5,060万円全額を臨時交付金で穴埋めしたとこういうことになっておりまして、純然たる一般財源、つまり町民の税金を積み立てた貯金からは一銭も出していません。ただ単に一時立て替えただけではなかったか。これを裏を返して言えば初めから臨時交付金で措置できるような救済措置しか考えなかったのではないかとこういうふうに勘ぐるところであります。現に今回の補正予算を見ても国の補助金と国から支給される臨時交付金だけで一般財源からは一銭も出した予算になっていない。ここにずっとありますけれども、そういう状況であります。

町民の中には救済を受けたくても受けられる術さえ知らない本当に困っている人も私のそばにはたくさんいます。町長はこうした実態をご承知かどうかは知りませんが、私が以前にも申しましたとおり、また先ほどの松浦議員の質問の中でも答弁がありました。町長も議員も直接選挙で選ばれた者と町長はこのように言っておりますがそのとおりであります。われわれ議員は住所要件がありますのでいわゆる住民の代表者でありますけれども、町長はどこに住もうが勝手であります。ただ町長というのは住民が選挙で直接雇った予算の執行も含め行政の最高責任者であるということです。今、

その役割をしっかりと果たしているのかどうか、これは当然議員にも責任があるところでもあります。平成29年12月議会などでも私の質問に対し、非常事態や予測せぬことが起これば臨機応変、リーダーシップをとってしっかりとやると答弁しておりますが、いままさに町長の置かれている立場は町長であり、災害対策本部長でもあるというふうに思っています。もっとしっかりとリーダーシップをとって困っている人の支援対策、及びこれからまだ続くでありますよう大なり小なりのリスク管理、ロードマップの作成など、こうしたことに対して町長のお考えはどうあるのかお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。今回のコロナウイルス感染拡大対策につきましては5月の臨時議会で予算をあげさせていただきましたそのときに議員の皆様から早くやりなさいというご指示、ご指摘も受けまして5月21日に事業者向けの相談窓口を開設させていただきました。町独自の給付金2種類の給付金があります。その給付金の相談とあわせて県の休業要請に係る協力金の相談、また国の持続化給付金の相談もあわせて窓口でさせていただきました。具体的に相談窓口に来られた方の総数で67件になります。その中で国の持続化給付金の申請まで行った事業者の方は17件あります。既に相談をいただいた方の中には国からの持続化給付金が支給されたという声も届いております。具体的には私もこの相談窓口業務を2名のうち1名として実際に相談を受けさせていただきました。お困りの方の皆さんの声もお聞きして、できる限り住民の皆さん、事業者の皆さんに寄り添えるようにスピード感を持って対応してきました。具体的には町の単独の給付金につきましては、申請書を受けてから3日後ぐらいには基本的には事業者の皆さんに給付できているというスピードでやっておりますので、遅いというふうにお話される方もいらっしゃると思いますが、基本的に事業者の皆さんは対応が早いねというふうにおっしゃっていただいております。

今後につきましては第2波も考えられます。第2弾、第3弾と本当にお困りになられている方にしっかりと寄り添ってお困りの皆さんにご支援が行き届くようにしっかりと対応していきたいと思っております。今回の感染症感染拡大に対する対策もあわせてその災害に対するリーダーシップにつきましてはしっかりと決断をする、決定をするということが大切だというふうに思っております。これまでも豪雨に

よる災害対策本部での決定も含めてしっかりと決断、リーダーシップもとれていたんじゃないかというふうに考えております。ただまだまだ西森議員と比べると経験も浅い部分もありますので、ぜひ足りない部分については議員の皆様からご指導をいただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

スピーディーにしっかりやっていただきたいと思いますが、その社協へ補助金名目を出してやっている3千万の事業ですが、チーム佐川支え合い基金事業ですが、これの決定権者はだれにあるのか。審議は透明性を担保できるような形でやっているのか。審議というか審査というかそういった書類のことですが、お尋ねします。

### 副町長（中澤一眞君）

基金の審査のことについてのお尋ねですので、私のほうからお答えさせていただきます。

基金の運営につきましては先ほどお話にもありましたけれども、町のほうから現時点ですが3千万補助金を出して佐川町社会福祉協議会から基金を4月30日で設立していただきました。その際に基金の運営規約というものもあわせてつくりました。その構成メンバーが社会福祉協議会、商工会、そして役場でございます。そしてその基金の運用についてどういうふうな形で決めていくかということですが、それぞれから社協の会長さんそれから商工会の会長さん、役場からは私が委員として出席させていただいております。運営委員会を適宜開きます。最初、規約を決める時は持ち回りでという形で3者が合意してこういう運営をしましょうと。それからその運営委員会を適宜開いて、例えば先ほど松浦議員から御質問にもありましたけれども、支え合い基金の中から非常に収入減少が多大な事業者さんに対して上限50万円の支援をしましょうということは最初に決めましたが、じゃあどれぐらいの規模で減少したところにいくら出すのかというような内容をその3者が集まって私どもから案を出させていただき、その中で3者の合意と言いますか、合意を形成する中で基金を決めていくそのような形で運営をさせていただいております。以上でございます。

### 3 番（西森勝仁君）

副町長から何やらようわからん説明を聞いたわけですが、私が今聞いたのは単刀直入に決定権はどこにあるのかと。今の話だったら

合議制と言っていただければわかると思いますが、もう一回答弁をお願いします。

副町長（中澤一眞君）

社協のほうで運営をしておりますので、運営委員長は社会福祉協議会の会長ということになります。ただ運営委員会の決定の内容はおっしゃるとおり合議制で決めております。以上です。

3番（西森勝仁君）

本当に困っている人が更に困ることがないようにちょっとまだ話を続けていきたいと思いますが、先ほども申し上げていますように本当に困っている人がどうしたらいいのかわからない人がいます。町長の答弁の中にも役場で相談あるいは商工会とかいった説明が先ほどありましたが、私も多くの方から相談を受けますけれども、内容が国の対策に該当していそうなものはこれは商工会に行って聞いてみいやとか、あるいは社協、役場に行って相談してみて、この程度しか答えようがないわけでありまして。中でもアルバイトやパートで働きながら学費や生活費に充てていた人たちは仕事がなくなって本当に困っていました。今はだいぶ回復してきましたし、10万円ももらったことでありますけれども、少しトーンがダウンしていますけれどもこのダメージは非常に大きいと思います。頼るところがわからないので本当に泣き寝入りするしかない、こんなような感じの方もいました。

国の雇用調整助成金の対象が拡大されたわけでありましてけれども、その前にも副町長から説明があったと思いますが、事業主との関係があり、もらえるかどうかわからないよと。私の解釈ではこういった判断でありましたけれどもこの助成金ももう6月30日までに申請しないといかんのであります。こうした経済的に弱い立場にある人、あるいは他の市町村でもやっているように先ほど説明をちょっと聞きましたが妊婦や給食費の補助など。町単独でもっと住民によりそった支援がなぜスピーディーにできないか。また先ほどの町長の答弁にもありましたが、真に必要な事業ならやるとこういうことでありましたが、真に町長が必要だと思わなければ、この事業に組み込まれないわけでありまして。困った人を助けるこういう前提のもとにハードルをあげないように、このあたりに立ち返って住民を助けてもらいたいというふうに思うわけです。20%30%言わずに本当に困っちゃう人、資料とかそういうものがないのでそういったもの



に基づかなくても困っちゅう実態というのはよくわかると思いますので、そのあたりをチェックして対応してもらいたいと思いますが、町長のお考え見解をお尋ねいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員おっしゃるとおりだと思います。ぜひ西森議員のところにご相談になられている方、事業者であれば役場のほうに相談に来ていただければしっかりとお話もお受けしますし、個人の方で仕事がなくなってアルバイトがなくなって本当に困っているよという方がいらっしゃいましたら社会福祉協議会に行ってみたらということでぜひ声をかけていただきたいと思います。相談いただきましたら、一生懸命話をお聞きさせていただいて寄り添ってその上でとれるべき対応をしっかりとしていきますのでぜひ相談に役場もしくは社会福祉協議会に行くようにということでお話をいただければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

3 番（西森勝仁君）

少しは安心しましたがけれども、困って相談に来た人にはしっかりと寄り添ってもらいまして、1つの申請でありましてほかの制度にも乗りはしないか。2つも3つも重複してもらえる制度があればぜひそのあたりを、制度を知っているのは職員ですので、困って来る人は知りませんのでしっかりと説明していただきたいと思います。これは町長のいう指導力ですよ。リーダーシップをきちっとするよう言うちよかなうっかり忘れてしまうとか、忙しいのはわかりますけれども、もれたら期限が来てもらえません。あとで独自で出すよということであればいいわけですがけれども。国の制度と重複するものについてはできないと思いますので。ここらあたりを庁議はいつもよくやっているようでありますので、しっかりと指導といいますか指示を出していただきたいと思います。このあたりのやるぞという気持ちを見せていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に持続化給付金を含めて事業者の皆さんの相談窓口は私ともう1名今回の業務の為に臨時で採用している者2人で相談窓口を行っています。私も直接かかわっていますので、そういう部分ではリーダーシップは十二分に発揮できておりますが、もう1人の職員に対しましても私がしっかりと指示命令をし

てこのように相談にのってほしいと、相談に来られた事業者の皆さんには寄り添って町の給付金だけでなく県も国もある、いろいろあるのですべてにおいて聞き取っていただきたいという話はしまして、基本的に相談に来ていただいた方には皆さん喜んで帰っていただいています。しっかりと対応させていただいておりますので事業者のみならず、個人の方に向けた支援に対しまして役場と商工会、社会福祉協議会が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

### 3 番（西森勝仁君）

今、ちょっと驚いているところではありますが。町長が直接相談にのると、これはそれにこしたことはないかもわかりませんが、それは困って相談に訪れた人はかえって萎縮してしまいやあせんか、頭がパニックになりやあせんかと思えますけれども、町長がその今言うたように喜んで帰ってくれるという人はいいですけれども。これはいかがなものかと思えます。この体制で続けていくのか、やっぱり普通のほうがいいんじゃないかと思えますが。いかがなものか。

### 町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。少ない人数で役場も今一生懸命いろんな業務にあたっています。会社の関係の確定申告ですとかいろいろな事業者の申告に関しましては私も経営コンサルタントの仕事をしていましたので、そういう数字をみるのが得意だろうということで私も直接相談窓口をやらせていただいておりますが、もう1人の採用している臨時職員のほうに当然仕事のボリュームとしては多く対応してもらっています。ただどうしてもスピード感を持ってやらなければならない時に私もやっぱり相談窓口でやらざるを得ない場合は対応させていただく。その中で住民の皆様からは直接声を聞いてもらってよかったというふうにおっしゃっていただいております。もしかするとその中には私が相談窓口にいるとちょっとやりづらいなあと緊張するなあとと思われる方もいらっしゃるかもしれませんので、そこは随時臨機応変に対応させていただきたいと思えます。今、一生懸命対応させていただいておりますのでぜひご理解をいただきたいと思えます。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

了解しました。スムーズにスピーディーにいきますようよろしく願いしておきたいと思えます。

次にもこの支援の関係であります。町が委託に出している家庭ごみ収集業者に対するコロナ対策支援これはどうなっているのかお尋ねをするわけでありましたが、家庭ごみ収集業者は予定価格75%で落札しているので利益というのはほとんど出ていないと思います。ことによったらパッカー車あるいは従業員を遊ばせるよりはましということで赤字経営でやっているのではないかと思います。町長は平成29年の私の質問に対し、この委託料は安ければ安いほどいいと思っているわけではないとこのように答弁をしていますが、あれからずっと実態をみていますが、いつも多額の不用額を出しておりました。どうもこの答弁には納得がいかないところがあります。こうした業者はコロナが発生しても、毎日毎日町内を巡回し、ごみを収集するわけでありましたが、家庭ごみといってもどんなものが出されているかもわかりません。これを一つ一つ手作業で回収していきませんが、回収にあたっていちいち消毒してから収集するということわけにはいかないと思います。いわば危険と表裏一体です。町はこうした業者をどう守り、また町民の安全安心を確保するためにどのように業者を指導し、あるいはどのような支援をしているのかお尋ねをいたします。

町民課長（和田強君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。まず事業者への支援としましてはまずそういう作業員の方の体を守るものマスクとかですね。アルコール消毒とかについて支援が十分に足りているかということについては4月の末に一度事業者さんのほうに調査を行っております。その中では、一事業者のほうは十分確保できているということです。もう片方のほうは十分ではないですが確保できていない、アルコール消毒とかちょっと入手が難しいというようなお話を聞いておりました。で、その中で町としましては従業員の方の安全を確保するという観点を踏まえて町民の皆様が排出するごみの出し方等について、感染防止を図ることを目的として注意事項等を書いた広報を6月広報に載せさせていただいております。またあわせてホームページのほうにごみの出し方についてこの点を注意してねというのを載せさせていただいております。その冒頭のほうに申しましたアルコール消毒薬等につきましては私どものほうで入手方法というのを把握しているものがありましたので、その点について事業者さんのほうに情報提供を行っております。現時点で注文す

るといふことには至っておりませんが、そうした支援については今後行っていきたいと考えております。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

私の聞きたい本心とはかけ離れた答弁があつておりますが、ここで町長にお伺いします。今、担当課長のお話ではごみの出し方あるいはアルコール消毒液まあこういったものの情報提供をしているということでもありますけれども。肝心の約1千万近い不用額になるのかわかりませんが、今のところ入札減が約1千万近い入札減に達しているわけですが、こうしたものからの要するに現金で支援するという意味で私は聞いているわけでありまして今私は四の五のいう答弁は聞いていないわけですが、町長このあたりをどのようにお考えかお尋ねいたします。

### 町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。一般廃棄物の収集業務の事業者の決定につきましては西森議員が副町長をされていた時代と全く同じやり方をしております。見積もり合わせをしてその中で安く受けていただける所、最低制限価格を下回らない安くしていただける所を決定して事業を発注しております。

その中でこれが一般廃棄物の収集業務でなくてですね、他の入札業務に関しても、仮に入札によって予算が余ったからといってそれを現金で支給するということはよっぽどなにかちゃんとした理由がない限りはできないと考えております。基本的には予算を余らせているわけではなくて、適正な価格で事業を受託いただいていると考えますのでこれは役場の見積もり合わせにしろ、入札にしろ、そのような決まりの中で行っていますので十分ご理解いただけていると考えております。以上です。

### 3 番（西森勝仁君）

今の町長の答弁によりますと、見積もり合わせによる適正な価格、以前は99%といった価格でこれは裁判になったこともありますけれども、最高裁でも当然私たちのほうの全面的に認められたわけでありまして、75%そのうち残ったのは私は直接払えというわけではなくて、その残った約1千万それをその業者向けのコロナ対策として予算を組んでもらいたいと。これぞまさしく佐川町独自の対策とこういえるのではないかと思います。これを例え話では答弁できんということですが本来ならあの清掃業務は町が独自でやるべき事業で

す。それは事業を展開するに足りる金額を支払わなければならないと書いてあります。町が単独でやっていた場合には恐らくいろんな対策を職員を守るため、住民を守るため、そういった対策をとっていたと思います。今、恐らく手袋を支給するとか身を守る対策とか、そういったものはしておられるのかどうか。これはしていなかったら町長が大丈夫かとあれせえ、これせえ言わん限りやらんと思います。もしこの清掃業者の中からコロナ感染者が出た、こうなりますとどういうことが起こるか、佐川のまち全体がクラスター源これはこうなったら町長をやりよりどころじゃないですよ。しっかりと対応してもらいたいと思いますけれども。今、私がお尋ねした件についてはどうなっているのか答弁願います。

町民課長（和田強君）

西森議員の質問にお答えさせていただきます。今回の質問を受けまして事業者さんのほうに追加の費用について確認させていただいております。一事業者につきましてはそういったマスク等について普段から準備しているので特にこのコロナの影響があって追加の費用負担がかかっていることはないというふうに答えております。で、もう一事業者のほうは事業者従業員の方に日当にマスク等を準備する手当等を加算して支払っているということでございまして、その分の追加負担が生じているというふうに今お聞きしております。

その中で追加の費用負担についての対応ですけれども、日頃から自社で対応いただいている事業者もおられる以上、現時点では町による追加費用負担というのは考えていないと、以上です。

3番（西森勝仁君）

担当課長のほうから作業員の日当に上乘せ云々の話がありました。ここでちょっとお尋ねをしておきますが、この作業はすべて人力で収集作業を行っているわけでありまして、この作業員の先ほど課長から説明がありました従業員の日当これにつきまして設計単価、手元にある設計単価の人件費はいくらではじいて予算化をしているのか。確か4,200、300万くらいやったと思いますが。その中の人件費単価そして業者から出てきた落札業者から出てきた書類の中の実際に業者が支払っている日当これはいくらなのか。いくらで出しているのか。乖離がありはしないかお尋ねします。

町民課長（和田強君）

質問にお答えします。設計単価による一人あたりの日額の単価及

びその事業者から出てきております金額につきましては本日資料を持ってきておりませんので後ほど改めて説明に伺いたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午前 11 時 54 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで西森勝仁君の一般質問中ですが、ほどなく昼食の時間になります。

ここで 1 時 30 分まで食事のため休憩します。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、邑田昌平君、13 番、西村清勇君の両名は所用のため午後から欠席という願いが出ていますので許可します。

引き続き 3 番、西森勝仁君の質問中ではありますが、答弁を町民課課長和田君のほうからお願いします。

町民課長（和田強君）

西森議員の御質問にお答えいたします。ごみの委託料の設計額における日額単価が 1 万 4,900 円ということになります。委託業者から出ております事業費内訳書、こちらで金額を同じように換算しますと A 社は 9,712 円、B 社は 9,113 円というふうになっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、担当課長から答弁をいただきましたように 1 人につき 1 日に 1 万 4,900 円が 1 万円たらず 9,700 円そういったところで実際は支払いがされているということですが、5 千数百円圧縮をされているわけです。それは予定価格の 75% でこの業務を落札するとなるとガ

ソリン代こういったものには圧縮できないと。ですから人件費こういったところを圧縮しないと75%という数字は出てこないのようになってはいるわけですが、何回も言うようにこういった自ずから非常に弱い立場のところにしわ寄せがいつている。これはもうずっと前から言っているとおりであります、こういうところをしっかりと見直してもらえないかということを行っているわけですが、なかなかそう見直してもらえないようであります。しかしこういったごみ収集業者し尿処理業者は社会になくってはならない仕事であります、私がずっと言い続けているように、どうもこの辺が改善されない。こうした労働者にしわ寄せが偏っていつている。特に今回のコロナ危機などの時には大変ではないかと危惧しているところでもあります。

ここに5月19日の高知新聞のスクラップがありますが、これによりますと哲学者の斎藤孝平さんが新しい社会づくりの機会に、こう題したコロナに関する記事が載っておるわけでありまして、中身は労働問題を取り上げています。これを私なりに要約してみますと医療や介護、保育またごみ回収業や配送業など社会にとって本当に役に立つ仕事とは何か。危険にさらされ、私たちの生活を支えてくれているのは誰か、がこのコロナで一目瞭然になったが、こうしたサービス業の仕事ほど機械化が難しいためこれほど社会に貢献しているのに生産性が低いとされ低賃金で長時間労働を余儀なくされている。このため危機の時などに必要な仕事が慢性的な人出不足になっている、こういうふうに言っているわけでありまして。そして人類学者のデビットグレーバー氏は仕事をしている本人でさえ社会にとっては無意味とわかっている仕事ほど高い給料をとっている。これを具体的に言えば投資家、コンサルタントこういったテレワーク向きの仕事をさしていますが、危機の時には何の役にも立たない。今、何が社会に必要なのか、見直すきっかけにしなければならない。こういうふうに行っているわけでありまして。

もちろんこの考えには違ふという意見の方もいると思います。町長も日本の最高学出身者で自負があろうと思いますが、しかし見直すべきところはしっかりと見直していただき、また見直すということで、目からうろこという言葉もありますけれども、そうして政策転換するところは大胆に転換をしていただきたいと思いますところですが、このごみ収集問題も含めいかなるものかお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員がおっしゃいますようにやはりこの社会を支えていくうえで、なくてはならない仕事だと認識しております。ただこれまでもずっと佐川町役場のほうで一般廃棄物の収集業務について見積もりあわせを行ってきました。これまで続けてきた内容が、特に見直すべき必要があるというふうには現時点では考えておりませんので、この西森議員は見積もり業務発注業務に関して見直す考えはないかという御質問だと思いますが、現時点では見直すということは考えておりません。

先ほど町民課長のほうから日当1万4千いくらが9千いくらという話がありました。佐川町役場で今年度から会計年度任用職員ということにはなっておりますが、いろいろな職種の臨時職員さんの日当を考えましても決して低いという数字ではありませんのでトータルで判断したうえで今後もしっかりと運営をしていきたいと考えております。以上です。

### 3番（西森勝仁君）

町長の見解によりますと、こうした業務は大変大切とは認識しているけれども、現時点では見直す必要はないと。日当9,700円でも役場の職員とかそういったものと比べたら遜色ないとは言いませんでしたけれども問題ないという認識ということであろうかと思えます。今も言いましたように大変な業務でもありますし、まあ恐らくボーナスとかもそういったものも当然支給はされていないと思えます。町長がやらんと言えればそれまでのことではありますが、この業務をするに足りる予算として確か4,300万ぐらいの予算を組んでいたと思いますが、この予定価格はなんぼに設定してその75%になっているのかお尋ねします。

### 町民課長（和田強君）

予定価格については予定価格は消費税抜きではありますが、A区域が1,967万2千円でB区域が1,918万2千円でございます。

### 議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時41分

### 議長（岡村統正君）



休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長（和田強君）

消費税あわせて 4,273 万 9,400 円です。

3 番（西森勝仁君）

この件は了解したというわけにはいきませんが、町長は見直しはしないということです。担当課長になんぼ言うても無理ですので、これは今回はこれで済ませます。

次に 5 月 14 日の臨時議会の時にもお尋ねをしておりましたけれども、今回の休業要請などによりまして収入がなくなった人たち、またこうした方は税金や使用料これは松浦議員さんの時にも御質問がありましたけれども、こういったものを払いたくてももう払えなくなるのではないかと大変危惧しているところです。現行の佐川町税条例、佐川町の規則規程によって減免規程だけで救済できるのか、とりあえず佐川町税条例についてお伺いいたします。

税務課長（田村秀明君）

西森議員の質問にお答えします。町の減免ということでお話をさせていただきます。町税の減免については地方税法及び佐川町税条例等で規程されております。税目が町民税、固定資産税、軽自動車種別割、国保税のうち課税額の算定に所得金額を用いるのは町民税と国保税になっております。前年の所得額と比較して 50%以上所得が減少するなど要件を満たす場合は減免の対象となります。減免については担税力がないこと、納税する手段や能力の活用を図り納付期限の延長、徴収猶予によってもなお納税が困難であると認められることが原則となっておりますが、今回国の財政支援で行います国保税については担税力を問いません。

減免の対象になるのは住民税のほうは前年度の合計所得より 10 分の 5 以下に減少すると認められるもので、前年度の合計所得が 400 万以下である場合、前年度所得に応じて 10 分の 10 の免除から 8 分の 1 の免除の 6 区分で免除されるようになります。国民健康保険税については新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方は全額が免除になります。また新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が収入が前年に比べ 30%以上減少するなど世帯の方は減免額を算定して減免することになります。前年の所得金額等については 10 分の 10 の免除から 10 分の 2 の免除の部分の割合で減免となります。なお、

主たる生計者の事業の廃止や失業の場合は前年の合計所得にかかわらず、全額が免除となります。以上が、町税の減免規程になっています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、課長から説明をいただきましてわかりましたが、税もこういう状況で大変でありますし、また使用料にしても大変と思います。特に税金は町民税がこれから4回、そして国保は7月から8回、これがまた大変になってくると思います。仕事がなくなって今も言いましたように払いたくても払えない担税力がなくなっている方が結構私の知っている限りでもおります。こうした方が本当に困ることのないように極力弾力的に運用していただきまして、こうした人たちが追い詰められて窮地に立つことがないようにフォローをしっかりとさせていただきたいと思いますが、これは担当課だけではちょっと弱い部分もありますので、町長、副町長がフォローしちゃらないかん。しかし制度は制度でありますので、このあたり非常に難しいところもあろうと思いますが、前は町長が認める者という項目があったと思いますが、今はないんじゃないかと。ちょっと忘れましてけれども税条例 51 条、71 条あたりじゃなかったかと思いますが、多分今はなくなっていると思いますけれども。そこらあたりは弾力的に運用していただきたいと。結論としては非常に弾力的に運用してもらいたいと、こういうことですので町長はどうお考えか、副町長でもいいです。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。法律で決まっているものもありますし、条例で決まっているものもあります。ただ今回、所得収入の減少の認定につきましては各自治体で判断をして柔軟に決定をしてもらっていいという方向性が出ておりますので、そこは税務課のほうで担当課のほうでも柔軟にどういう状態で所得が3割以上減っているんだと、収入が3割以上減っているんだという認定はしていきたいなと思っております。それ以上弾力的にといいますとなかなか難しいところもありますので、決められた中で柔軟に対応していくということが大切かなと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

決められた範囲内で柔軟に、弾力的とは言わざったんですけれども、本当に困ることのないようにお願いしておきたいと思います。

コロナ関係では最後になりますけれども、先の臨時会の時に質問をしておりましたが、今アルバイトとかそういったものがなくなって学生さんも困っています。その時に奨学資金等そういった申し込み手続きはどうから済んでいると思いますけれども、そういった人たちが門戸を叩いた時にはどういうふうに対応していただけるものか質問していましたが、早急に検討すると、どのように検討されたかお尋ねします。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。正式には教育委員会のほうにまだお諮りしていない状態ですけれども、これまで奨学金につきましては受付時期が4月一カ月間でした。今年度より議員さんご指摘のとおり急激に経済の状態とかご家庭の状況が変わるということで、正式にちょっとまだ決まっていないですが、随時奨学金につきましては受付をするというふうに考えています。今月の教育委員会で教育委員さんのご意見も伺ったうえでそのように対処させていただこうと思っています。以上です。

3番（西森勝仁君）

次長から答弁がありました。随時受付をしていただけるということで、非常にありがたく思います。しかしこのことは一般の方は学生さん生徒さんは知りませんので広報等でちょっとお知らせをしてほしいと思います。いかがなものか。

教育次長（吉野広昭君）

広報でお知らせをさせていただくと同時に状況が変わるのはこれから借り入れられる方だけではないので、現在償還されている方についてもお困りではないですか、という旨の通知をさせていただこうと思っています。以上です。

3番（西森勝仁君）

大変ありがたい答弁をいただきました。ぜひそのように少しでもスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

続いてまた奨学資金の問題であります。奨学資金の充実強化についてお尋ねをいたします。私は佐川町における奨学資金制度は昭和32年に創設されたものと認識しておりますが、現在も含め、延べ何人の方が利活用されたのか、貸し付け金額の総額はいかほどになっているか、貸付金は有利子か無利子か。また償還状況はどのようなになっているのか。滞っている人はいないのか。いるとすれば減免

の規程とかこういう状況はどうなっているのかについてお尋ねをします。

教育次長（吉野広昭君）

まず延べの利用者人数につきましては昭和 35 年ぐらいからということで、32 年言われましたが記録が古くて書類が残っていないのでちょっと今、把握はしておりません。現在、奨学金のほうを利用されている方が大学生の方が 2 名、高校生の方が 1 名、それと償還中の方につきましては 33 名です。卒業して償還されている方がそのうちの 29 名で当初の予定から遅れて返済をしていただいている方が 4 名おります。以上です。

3 番（西森勝仁君）

答弁漏れ。利子は。

教育次長（吉野広昭君）

利子はとっていません。

3 番（西森勝仁君）

35 年にさかのぼっていただいて記録がないということでわからないということではないものは仕方がないのでこれは了解とします。今は、大学生が 2 名、高校生が 1 名という答弁をいただきました。非常に利用者が少なくなっているのではないかと思います。平成 27 年 9 月議会、坂本議員がこのような質問をした時には 10 名いるという、議事録にのっていますので本当に少なくなっているという感じがします。無利子ということではありますが私が教育委員会当時にかかわっていた昭和 48 年頃なんですけど確か利子がついていたと思っています。今は無利子ということでこれは非常にいいことと思います。

昨年の決算書を見ても奨学基金これが 6 千万弱あるわけですが、この約 6 千万の原資の中には今も私がちょっと触れました貸付利子もこれがだいたい入ってそれで造成されたのではないかとこのように思います。昔は 30 年もっと前ぐらいかな、バブルの前ぐらい大体借金をしても 10 年経ったら倍、貯金をしても 10 年経ったら倍こんなような時代でしたのでだいたいここにそのようなことがないように、奨学資金の利子が入って 6 千万も造成されているんじゃないかと。それをずっと置いているわけではありますがこの点、原資造成について町長がどんなふうにお考えかお尋ねします。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 1 時 56 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。いかんせん造成のことに関しては随分過去にさかのぼることでありまして、私自身確認をしておりませんのでお答えすることができません。よろしく申し上げます。

3 番（西森勝仁君）

この問題についてはすっきりと素晴らしい回答があったように思いますけれども、それはそれで仕方ない。わからんことはわからんでいいです。

ところで会計課長にお尋ねをしてみたいと思いますが、会計管理者に就任してからこの 6 千万近い基金これの取り崩しとか、変動があったものか記憶にあれば、お答え願いたいと思います。

会計管理者（真辺美紀君）

西森議員の質問にお答えいたします。私が就任してからのことなんですけれども奨学基金の取り崩しは一切行っておりません。毎年、利息の分だけが少しずつ増えていっている状況でございます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

会計課長の答弁には了解しました。ところで平成 29 年 12 月 18 日の高知新聞であります、ここに見るやったらスクラップもありますが、ここに政治学者の栗原康さんが学生に貸金を、という連載記事を載せています。これによりますと奨学資金とは学生ローンということだそうです。これは日本の大学は学費が高くこれに生活費も入れると国立大で 1 年間に 160 万円、私立で 200 万かかる。このため大学生の 5 割、大学院生の 6 割が奨学資金を借りてアルバイトをしながら大学に通っているとのことでありまして。奨学資金はいろいろありますけれども、公的な奨学金機関は日本学生支援機構のみだそうです、この場合でも平成 28 年までは貸与型の奨学資金しかなく、しかも 7 割から 8 割は有利子だったということでありまして、

卒業時には400万ほどの借金が残る。このために栗原さんは学生ローンとこういうふうに言っているわけですが、卒業してからこの支払いが本当に大変であります。不況のたびにリストラや就職難、また非正規雇用の数が全体の4割にもなるということで本当に大変厳しい現実があります。町長も坂本議員の答弁の中で私自身も中学から大学まで奨学資金でお世話になりましたと、そして卒業して働いて完済したとこういうふうに答弁をされておるわけですが、生活しながら長い年月をかけて償還していくことは大変なことであろうというふうに思います。堀見町長のように順風満帆に償還できる人はまあそういないんじゃないかと思います。しかし借りたものは払わないかんし、何かを頼らなければ自分の夢は遠のくばかりであります。

私の知り合いのお子さんも将来は専門学校に行って美容師になりたいと、こんなふうと言ってアルバイトをしておりましたけれども、コロナが始まって2月頃からぱったり見なくなって非常に心配しているところでもあります。私はこういった若い人たちに夢の実現のために大学や専門学校に進んだ場合、ことによっては命をつなぐためのお金1日500円程度の給付型の奨学資金制度ができないものかと常々思っております。もちろん一定の基準をつくってのことではあります。この給付型の奨学金については先ほども何回も申し上げましたように坂本議員が過去2回、私の議事録をみるところでは過去2回にわたって質問をしておりますが、平成27年9月議会でこの答弁の中で町長は「今は給付型の奨学資金制度をつくるつもりはないが、町民の多くがそれもいいのではないかと考えてもらえるなら意義があることなので考えてもいいかなあ」とこういうふうに答弁をしているところですが、あれから5年が経ちますがどのようなお考えに至っているのかお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。給付型の奨学金につきましては、坂本議員からも御質問いただきまして、その後いろいろ参考にする自治体もございまして一つの案としてこういう考え方もできるんじゃないかということにつきましては教育委員会のほうに私の考えにつきましては渡しております。

ただし、国のほうで給付型の奨学金をスタートさせるという話がありました。今年度から給付型の奨学金が始まっているという話を

教育委員会から聞いていますけれども。国の制度をにらみながら、佐川町としてどういうかたちで給付型の奨学金を創設したらいいのか、このことについては教育委員会のほうでしっかり考えて結論を出してほしいということで伝えております。私としてはこういう考え方もできるのではないかとということで将来外に出てたくさん勉強してくれて、将来佐川町のいろいろな分野で活躍してくれる佐川町でこういう人材が必要なんだという分野において戻ってきて担っていただけると、そういう子供たちを積極的に応援したらいいんじゃないかということでひとつの考え方として示しておりますが、まだはっきりこれでいく、いかないも含めて結論を出しているわけではございませんので教育委員会のほうで教育委員さんと協議をしてもらいながら、決めていっていただければなと思います。以上です。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

先ほど町長が申しあげましたように日本学生支援機構による給付型奨学金もありますので、この制度もよく調べて、いつまでも検討というわけにはいきませんので、できるだけ早く委員会のほうで検討させていただきます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

町長答弁によりますと、国の制度をみながら教育委員会で結論を出すように指示をしてあるということでありまして、教育長に聞いてみると、まだどの程度進んでいるかようわからんわけですが、国の制度っていうのは日本学生支援機構このことだとは思いますが、多分この4年くらい前から2、3年ぐらいいかな、そういった給付型の制度ができていないかと思えます。それはそれとどうせあわせて借りることになると思えます。今東京で生活するにはどれぐらいかかるかわかりませんが、私の学生の頃昭和42年、これは山手線内で中で畳一畳が千円という支払いはこんな状況でした。4畳半やったら4,500円、このような部屋代やったと思えますが、この前、私は日吉で部屋を借りるのでちょっと連絡とってもらいたいということで、友達に連絡したら13万もかかってびっくりしまして、13万が1年分かと思いきや、1ルームマンションで13、14、5万かかると。これが普通ということでびっくりしたこともあります。それに学費とか旅費とかいうたらこれは大変なもんやと思えます。そういった高い所の下宿代や家賃が払えるのはいいですけども、今言ったように命をやとつないでいる学生さんもいると思えます。

私が今お願いしているのはそういった部分に光が当たるようにしてほしいと言っているわけです。給付型は考えないよということですが、教育長もちっとも考えるようには言わなかったですが。高北病院の薬剤師確保のためにも10万だか、年間120万だか、1人120万の奨学資金を出しているわけでありますが、やろうと考えればできると思います。今、奨学資金は借りているのはたった3人ぐらいだと思うわけでありますが、この貸付事業は手持ちの4、5千万ぐらいを元手に運用していると思います。そして先ほども言いましたように先人が残してくれた約6千万の基金もあります。

それにまた最近ふるさと納税も好調でありまして、この中には5つの使途が書くことになっておりますが、使途を明確にしない、その他のふるさと納税もあるはずですので、こういったものを活用して給付型の奨学資金をぜひ創設していただきたいと。いくら憲法第26条で教育を受ける権利が保障されるといっても、貧しいがゆえにこれを諦めざるを得ない、あるいはこういった若年層の貧困が負の連鎖につながるためにもさすが文教の町、佐川こう言われるような政策立案をお願いしたいわけですが、これは町長が動かならちがあきませんが、町長もう一步踏み込んだ答弁ができないかどうかお尋ねします。

町長（堀見和道君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。教育委員会のほうに私の思案は渡してありますので、教育長も先ほど急いで検討をしますという答弁もしていただきましたので、しっかりと考えて結論を出してくれるだろうというふうに思っています。以上です。

3番（西森勝仁君）

ぜひですね、金額にしたら何万も何万も出せというわけではありませんので。1日500円程度で命がつけられるようにしてもらいたい。おそらく個人で手を上げてくる人が多いか少ないかわかりませんが、ぜひこの制度をつくってもらいたい。その原資は今言いましたようにその手持ちの運用資金でもいいし、基金でもいいし、そしてふるさと納税のその寄附部分を入れてもいいですし、これはやろうと考えたらなんぼでもやりようはあります。やらんと思えばひとつも動くようなものじゃありませんので、これはお願いをしていく以外はないわけです。

教育長も教育長で町長から全権委任のようなものでありますので、



一步踏み込んだ答申をしてもらいたい、こういうふうに強く思うわけです。これに対して教育長に何かお考えがあればご答弁をお願いしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

はい、西森議員のおっしゃることはまことにそのとおりだと思います。学問を志す学生たちが辛い思いをしないようにということは重々承知しております。また育英という観点もありますので、このあたりの趣旨というものをしっかり考えなければならないと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

了解しました。次にひとつとびまして4番目にいきたいと思います。去年の3月議会で佐川町史やわがまちの人々の続編発行につきまして史料が散逸しないうち一刻も早く、また史実を知る人が一人でも二人でもいるうちに一日でも早くこの作業を進めてもらいたい。これに取りかかる気はないかと質問をした時に町長答弁は町史は町の歴史を伝える資料では大変重要であると認識しているので検討していくという答弁があっておりました。私がさらにこの作業は本当に地味で大変な作業であるので町長のかげ声だけでは一向にこういうことは進まない。今ならまだ昭和50年代に現在の町史を編纂した際に従事したそのノウハウを知っている再任用職員もいるので早く任命してとりかかってほしいと、こういうふうに提案をさせていただいたところではありますが、町長は人事に関する事なので、その体制も含めてこちらでしっかりとつめる、と言い換えれば私の提言は小さな親切大きなお世話、こういうことだろうとは思いますが、あれから1年3カ月ばあ過ぎましたがどこまで進んでいるのか、その進捗状況についてお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今佐川町は道の駅の整備ですとか新文化拠点施設の整備、また県の事業であります産業廃棄物の最終処分場の件とか大きな事業がひかえております。前回、町史を発行しました時には町制施行80周年の事業として1980年に佐川町史を刊行しております。ちょうどその前回の町史の50年後、今後4、5年にかけてまして大きな事業もありまして、町制としまして大きな変化もしていくということも考えまして、2030年ちょうど町制施行130周年になります。町制施行130年の節目に佐川町史を発行する

のが望ましいのではないかというふうに考えております。4年5年町史の発行には年数がかかりますので、しっかりと時期を見ながら町史の発行に臨んでまいりたいと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

町長はすすめると言いつたのに、今になってすすめんよと。まだ10年先のことよということですが、その理由として道の駅構想が出てきたからできん、こういうようなことでもありますけれども去年の6月定例会の時にも私が道の駅のことを聞いた時には、まだやるともやらんとも決めていない。それにはつくるほうも経営するほうもそういった熱意があがらなければ私はゴーサインを出さないと、こういうふうに6月議会では答弁をしていますので、確認をしていただきたいですが。その口の舌が乾かないうちの7月か8月には道の駅をつくることになって9月議会で表明したということではないかと思えますけれども、これも町長がやらんということなら職員がやるやる言うわけにはいかん。10年もたてば資料も散逸しますし、史実を知っている人ももうほとんどおらんなると思えます。前の時も資料集めとかそのあたり大変だったんです。町長はどういう認識にたっておられるかよくわかりません。ただあと10年経てば節目の年になるのでやりたいといっています、ようせんよということならようせんでえいです。そうはっきり言うてもろうたらびっしり聞くことはない。もう一回答弁お願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども答弁させていただきましたように町制施行130周年の節目で町史を発行するのが望ましいのではないかと考えておまして2030年の130周年で発行をするということにむけてのぞんでいきたいと考えております。前回の町史は町制施行80周年に刊行されています。ちょうど今から40年前ですが、そういう節目に佐川町史を発行するのがいいのではないかと考えております。以上です。

3番（西森勝仁君）

町長の考えをかえるのはこれは難しいし、やるいいよつたのがすつとやらんなるし、やってもらいたいのはちつともせん、やらんでいいことはどんどん進める。これは町長シンパの方はこういうふうに言っておりますのでこの前もこのことは伝えておいてくれということでしたので、しっかり伝えたいと思えますが、町長がやらんとい

やあやらんかええせんかしらんけんどもそれは仕方がない。

それではこのことはさておいて次にいきます。これも似いたようなことですが、佐川は西山に不動が岩の遺跡がありますが、あれは2万年前に人の住んでいた痕跡がある、人骨が発見されたということで史跡に指定されておりましてあそこで毎年2回草刈りをしておりますが、昨日もあの広いところを草刈りをしました。結構大変だったわけでありまして、こうした記録というか佐川に人が住み始めた頃のことにはなかなか資料はないわけではあります、明治大正の頃の生活様式、これを伝えるための民具というものはまだ大変多く残っています。しかし今の人々が家を建て替える場合、若い人の価値観が全く違いますので、その納屋とかあるいは農家を壊した時にはそういったものはもう無用の長物でありますので、全部処分をされていきます。例えば、とうみ、むろぶたとか農機具の鋤とかいろいろこれは木製です。畳一畳分の大きなのこぎりもあります。今の人々はびっくりするだけのことですが、こういったものを今やったらまだ収集できるので早く収集するように、これは川井教育長に答弁を求めたところ文化財保護審議会に諮って意見を聴いてやっていく、こういうことでありましたけれどもその収集体制や保管場所これはいかようになっているのかお尋ねしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。まず保管の状況ですが、以前は民具のほうの保管、旧の山田公民館尾川の。山田公民館のほうに保管をしておりました。ただ施設のほうが老朽化しておりましたので、現在は休校中の黒岩中学校の技術科棟のほうに保管をしております。収集の体制につきましては文化財保護審議会の方から前向きに収集にあたるべきといういことで、ご意見がっております。まずは目録、民具の目録について文化財の保護審議委員会の方たちのご協力も得ながら作成するようにしていましたが、今回の新型コロナウイルス感染予防対策のために今年度になってから文化財保護審議会のほうが開催できていない状況です。6月に審議会の開催をするようにしておりますので、その場を通じまして収集であるとか保管について協議して今年度内、議員ご指摘のとおり貴重な資料が散逸する前に収集をするという体制を構築したいと思っております。以上です。

3番（西森勝仁君）

前向きに収集する、コロナの影響で審議会も開けていないという

ことですが、コロナじゃいうものは今年になってからのことで去年からあるわけじゃない、だからこれももうちょっとしゃんしゃんすればもっと進んでいたと思いますが、今月審議会を開くということでしたので大いに期待するところですが。しかし審議会が走り回って集めるわけじゃない。これは古い農家を壊した時とか納屋を壊した時とか、そういった情報を早くキャッチしてそして壊す前にあいつたものはおそらく提供してくれると思います。そういった情報収集から始めるのが先じゃないかと思います。なんぼ文化財保護審議会を開いて委員に意見を聴いても委員さんがないかないかと言うて集めにいくわけじゃない。ですからそこらあたりをボタンの掛け違いがないようにきちんとスタートしてもらいたいということです。で教育長のお考えはいかがなものか伺っておきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

お答えさせていただきます。本当にご指摘のとおりだと思います。年々散逸してきてしまう危険がありますので、情報をしっかり収集してこれを保管され活用等この委員さんたちにご相談されながら、していかななくてはいけないと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

これは私どもには何の権限もありません。お頼みする以外はありませんので、時間も少なくなってきましたので、あと3分だそうですね、簡単にいきます。

去年の12月補正予算で会計年度任用職員制度の実施に伴う作業が必要ということで予算措置をした総務課の48万円とそれとマイナンバーカードの交付申請に必要な事務これがあるということで措置した18万円、この2つにつきまして業務の成果と執行結果これがどうなったかお尋ねいたします。執行率とそしてまた他科目へ流用したものはないのかこれについてお尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。執行の結果といたしましては、昨年度の12月議会で補正をしました総務課の一般管理費48万円の時間外手当を補正させていただきました。執行結果といたしましては、執行率が約92.2%、額で言いますと44万2,540円ということになります。成果ということになりますけれども、これは実際に行った事務ということであまり長くなりますけれども、ご説明をいたします。12月下旬から募集に向けての各種様式の作成に各課より集約した各課

が会計年度任用職員の職種がありますけれども、その各課より集約しました34職種162名分の募集につきまして、会計年度任用職員は公募という形をとらないかんという関係があります。76種類にわたる募集案内の作成、ホームページでの掲載、募集を実施しました。この募集では別で募集を行っております地域おこし協力隊とか集落支援員は最初から外しております。

次に2月上旬に応募を締め切らせていただきました。そのあと2月中旬から3月上旬の面接の実施に向けまして、申し込みをいただいた方145名に対しまして各課への面接の割り振りそして面接の実施の依頼、応募者への面接の通知、面接の評価シートのとりまとめを実施させていただきました。各課で実施いたしました面接評価の結果に基づきまして一括で総務課のほうで合否の通知を141名の方に対して行いました。この1回目の募集につきまして、応募のなかった分、再募集について1回目の募集で応募のなかった9職種22名の募集につきまして18種類にわたる募集案内の作成、ホームページでの掲載募集を実施いたしました。17名の申込者の方に対しまして1回目の募集時と同様に面接事務を行いました。また各課で実施いたしました面接の評価結果に基づきまして14名の方に合否の通知をさせていただきました。それ以降の募集につきましては、各担当課会計年度任用職員を従事させる各担当課で実施できるようにマニュアルの作成を行いまして、募集方法のほうを示させていただいております。

また雇用が確定した方につきましては社会保険料関係の手続きや辞令書個々の任用条件を示した勤務条件通知書の作成、名札や会計年度任用職員制度についての資料の作成など、もろもろの事務のほうを行いました。他にも今回の会計年度任用職員の給与の設定におきましては、各職種ごとに給与の昇給の基準というのが定められておりましたため、規則に基づいた経験年数の算出方法により個人ごとの給与設定を行わなければならないという作業がありました。経験年数によりまして、給与額に変動が出てくる職種が主であることから、できるかぎり経験年数を反映できますよう民間での勤務年数を証明書等を確認のうえ給与の位置付けのほうを実施をさせていただきました。あと新しいシステム会計年度任用システムの対応ということを3月末までにやりたいというふうに思っておりましたけれども、他の業務につきまして時間がかかりまして3月末については

システムへの対応については全ては完了できず新年度で対応した経緯がございます。このような一連の事務につきまして会計年度任用職員という初めての制度の施行ということもありまして、今回は総務課のほうで一括して担当をさせていただいた関係があります。

今年度1年間よりよい方法とかを模索して、事務の効率化を図っていきたいと考えております。執行率と成果の説明は以上となります。

町民課長（和田強君）

私のほうから12月補正で行いました超過勤務手当の執行状況について説明させていただきます。

補正予算につきましては18万4千円を計上しまして、うち執行しましたのが11万2,318円、執行率で言いますと61%ということになっています。この補正予算につきましては、マイナンバーカードの交付事務にかかる経費ということで計上させていただきました。マイナンバーカードの受け取りにつきましては、ご本人に来ていただかないといけないということもありまして、交付の昼間に来れない方につきまして当課の対応も含めて夜間、休日等で窓口が開設できないかということであったんですが、結果としては夜間等の交付の利用者の方はおられませんでしたが、カード自体は交付が11月までの交付が79枚でしたが、12月から3月までの4カ月間で124枚、月別に言いますと11月までが10枚で12月以降が30枚ということでマイナンバーカードの交付自体は結構のびておる状態になっております。

超過勤務につきましてはこのカードを交付するにあたりましては、窓口に来ていただいてからの業務がございますが、窓口に来ていただく前にカードが役場の届いた後に総合端末という機械を使って初期の設定をする必要があります。その経費等についてその部分について超過勤務で対応させていただいております。先ほど申し上げました執行しております11万2,318円のうち、このマイナンバーカードの事務につきましては8万2千円分がマイナンバーカードの交付事務にかかるものとなっております。11月までにつきましてもそういった事務が発生しております。あわせそこが4万7千円ぐらいありましたので50時間13万円ちょっとになりまして、ここの部分について国のほうに交付を受けたような状態になっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ほぼ当初の計画どおり執行できたようでありまして、あんな急に年度末たった3カ月ぐらいしかないのに多額の補正を組んで業務を遂行することになると職員もかなり無理がいきやあせんかと思ひよったところですが、計画どおりの執行率でよかったですと思います。私の持ち時間がないと思いますので、今回の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで45分まで休憩します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。今朝からコロナコロナでずっと質問が続いておりますが、私もコロナの影響についてさまざまな質問をしたいと思ひます。

町民の皆さんの中には、この状況の中で非常に困難を抱えている方がいます。特に商業の方は大きな影響を受けていると聞いています。観光バスの方や喫茶店の方、居酒屋の方たちも本当に大きな影響を受けています。子供たちも友達に会えない、外で遊べない不自由さを経験しました。お年寄りも致死率が高いため、感染するリスクを少なくするために外出が減りました。

しかし、ピンチはチャンスでもあります。コロナについてはこれで終わりではないと思ひます。きっと第2波、第3波がやってきます。それまでに何をどう変えていかなければならないのか、対策はどうか、どうすればプラスに変えられるかという観点で質問をしたいと思ひます。

高知新聞によりますと、お隣の越知町では高校生1人当たり2万円、小中保育の給食、副食費は1学期分無料、事業所への給付金は20%減少の事業所をも対象にしています。日高村では妊婦への支援、

10万円を決めています。それを讀んだ佐川町民の落胆のため息が聞こえます。町は児童手当受給世帯に独自に1万円の給付を決めました。国が1万円決めておりますので、合計すると2万の給付ですが、国は更にひとり親世帯には追加の給付、第1子、5万円、第2子以降、3万円を二次補正で決めると聞いています。コロナの影響で所得が大きく減少した御家庭があります。昨年度3ないし5歳児の保育料が無償になりました。しかし、3歳未満児にあつては、まだ無料になっていません。保育料は今年の所得で計算されます。昨年から今年にかけて所得が大きく減少した御家庭が、もし、3歳未満児を育てていれば、国保税や町民税は所得に応じていますので、減額をするというふうに聞いておりますが、この保育料の減免、所得に応じた減免っていうのも町独自でやるべきだと思いますが、それについてお答えをお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。保育料の減免をという御質問だと思います。佐川町におきましては、まず保育料の算定に関する規則というものの中に、第5条において減免の規程、ございます。その内容につきまして、まずちょっと御説明をさせていただきますが、災害とかその他のやむを得ない理由がある場合、これについて保護者はその事由を称した書面をつけて保育料の減免申請ができるという規程になってます。その内容の決定に当たりましては、その都度、保護者の収入の減額の割合、それから個別の事情など、審査の内容、申請の内容を審査をいたしまして、減免の適用の有無、それから減免期間、額、これを決定を行う手続きになっております。

今回のコロナ、新型コロナの影響による子育て世帯の影響と、支援ということについては、先ほど坂本議員おっしゃいましたが、国の特別の給付金、国の1万円、それから町独自の給付金、チーム佐川子ども応援給付金と名をつけらしていただきましたが、それに合わせて対象児童1人あたり合計2万円、これを今度6月15日が児童手当の受給日になりますが、それに合わせて支給をする形になります。

それから、これも先ほどおっしゃいましたが、国の第二次補正予算案の中にですね、ひとり親、低所得のひとり親に対しての臨時特別給付金というのが計上されております。こういったようにですね、



国の制度も活用しながら、町独自も含めて子育て世帯への経済的な支援というものについては一定整ってきているのではないかなというふうにも考えております。その上です、保育料、これに関しては町独自の保育料の軽減策、同時入所の場合の第2子以降の無料化というものはだいぶ前からやっておりますが、それに加えて消費税のアップに伴って保育料自体が無料化になっている世帯も多くなっています。現在のところですね、そういうことを総合的に判断をして、現在のところこの新型コロナに対応するための新たな減免の規程というものを設けるといことは佐川町としては考えておりません。ただ、保育料の減免の算定方法といいますか、これまで個別の申請に基づいて個々に判断をしていたということがございます。これを機に減免の基準というものをしっかり定めて住民の皆様には周知をさせていただきたいというふうに考えてます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

収入所得に応じて減免できるというふうな特別規程があるわけですので、ぜひこういう緊急時でございますので、そのへん町民のために、子育てしている家庭のためになるような検討方法をしていただいて、実施をしていただけたらいいかなと思います。

更に、保育の給食材料費の件ですが、今年度、検討するとのことでしたが、今年はチャンスじゃないかなと。どうせ来年から導入になるのかなと私は思ってるんですが、この今年度から給食材料費も無償化をしたらどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。給食材料費、副食費といわれるものだと思いますけれども、これは保育料とは別におかずのまかない材料費ということで、各園が個別に保護者の方から徴収しているというものだという事になります。これについて保育の貴重な財源ということで、これは個々に保育園の給食に対する材料の経費ということでございますので、コロナに関しての減免の、例えば町立の保育所について減免の規程を設けるとかという事は考えてございません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

考えてないというのは検討をした結果、考えないという結論になったのかどうかわかりませんが、ぜひ、そういう本当に事業所の方

も大変ですが、子育ての方もそれで所得が減ったということであれば大変ですので、再度きちっと考えていただきたいと思います。

もう1件、実は4月28日以降に子供さんが生まれた方から、何日かの違いでいただけないと、給付金がいただけないということでも残念がっておられました。けれどもこの件に関しては今年度の3月31日までに生まれる予定の方には、10万円を配布するというふうな御発言だったと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。先ほど何回かお答えをさせていただきましたが、そのように認識していただいて結構です。

5番（坂本玲子君）

子育てしやすい町、佐川のために、ぜひそういうところにも目も気も配っていただいて、お金も配っていただけたらと思います。

次に教育についてお伺いいたします。県の元教育長であった大崎先生が読者の広場に投稿されていた記事を紹介します。「人類は未曾有の文明と繁栄を謳歌してきましたが、自然界にすんでいた小さなウイルスの前にあっけなくその無力さをさらけ出してしまいました。飽くなき競争の果てに人と人との絆を壊すことをいとわない豊かな生活よりも、人と人との絆をしっかりと結んだ慎ましい暮らしを、今度こそ選ばなければ、教育の未来も、人類の未来もない。私が得たコロナの教訓です。」と述べています。

さて、2カ月以上休校になった子供たちはどのように過ごしていたのかお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員の休校中の子供たちの過ごし方についての御質問にお答えいたします。臨時休校期間中の子供たちの様子につきましては、期間中の教員による家庭訪問や再開後に、休校中どうでしたかと、学校が再開してどうですかという調査を各学校でっております。これによって一定把握をしております。大まかに申しますと、若干生活スタイルや生活リズムに乱れが見られます。特にゲームや携帯電話といったメディアの利用については平常時から課題が指摘されてはいますが、休業中も同様でした。

各校で調査内容が若干異なりますので、佐川中学校と佐川小学校の例で御説明いたします。

佐川中学校で起床が7時半以降であった生徒が7割近く、就寝が午後11時半以降の生徒が約半数、朝食の摂取について、平常日はほぼ9割がほぼ毎日食べていたと答えていますが、休業期間中は7割程度でした。メディアについては電子機器の利用が2時間以上の生徒が8割、携帯電話の使用が2時間より多い生徒が6割強という状態です。

佐川小学校では朝食はほぼ全児童が毎日食べたと答えていますが、起床が午前8時以降の児童が3割、就寝が11時以降の児童が3割ほどいます。テレビ、ゲーム、動画の利用については半数弱の児童が2時間以上と答え、中でも4時間以上と答えた児童が2割ほどいました。以上でございます。

#### 5番（坂本玲子君）

お話を伺いますと、生活習慣の乱れ、ゲームやテレビ、スマホに頼り、自主的に活動することができなかつた子供たちの姿が見えます。教育研究者の鈴木大裕さんは「休校中の子供たちは本当に学んでいないのか」という題名で朝日講座に寄稿しています。その中で「突然学校が閉鎖されたとき、子供たちがこれまで受けてきた教育はどのような力を発揮したでしょうか。もし、大人の号令なしでは学ぶことが出来ず、やりたいことも見つけられない子供が、あなたの周りにいたら、それこそ、それがこれまでの教育の成果と言わざるを得ない」と述べています。

今の教育のやり方について、改善しなければいけない点はどこだと思いますか。

#### 教育長（濱田陽治君）

今の教育のやり方についての改善点についての御質問にお答えをいたします。これまでなされていた教育は大まかに言いますと、知識、教養、技能、体と伝統文化を次の世代に伝えることに重きが置かれていました。課題の解決についても、答えに対する到達の仕方を伝えて正しいとされる解答に到達をさせることを目指していたと思います。

ところが、科学技術が爆発的に進み、社会が非連続的かつ劇的に変化するとされる、予測が不可能なソサエティ5.0ということが言われます。これからの時代を生きていく子供たちには、変化に対応して生き抜いていくために、健康な心身と豊かな感性、人間性に支えられ、自ら課題意識を持ち対話の中で解決法を考え、試行錯誤を

繰り返し最適の答えに行き着くといった生きる力が必要になります。これらの生きる力を構成する力としては、豊かな情操に支えられ、文章や情報を正確に読み解き対話する能力、科学的に思考を吟味し活用する能力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心、探究心といった力であると考えます。

これらの点を解決するために、学校教育も教室で同学年の一斉授業から個別化、最適化された授業、異年齢での共同的な学習、大学、研究機関、企業、NPO、地域などを活用した多様な学習プログラムの提供が求められ、このように学校教育も大きく姿を変えていくものと考えています。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

休校中の子供たちが何かに興味を持ち、何かを始めよう、何かを自ら学ぼうとする姿はなかったのでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

具体的事例の報告はありません。学校が準備した課題についても、コロナウイルス感染拡大を防止するための自宅学習という前提があるんですけども、緊急に作成したということもあるのか、一部に理科の実験観察の課題などもありながら、実際に見たんですけど、休業明けのテストに備えてプリントで重要語句を覚えましょう、というような受け身の課題が目立ちました。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

「AIの時代に企業が求めているのは、自ら考え、豊かな想像力と諦めない精神力を持つ人間ではないか」と鈴木先生は述べています。私もそう思います。自ら考える子供、生きる力を持つ子供、それを育てる教育、それこそが大切だと思います。先ほど、教育長の答弁を聞きますと、教育長の目指すところも同じだと感じました。折角のチャンスです。教育のあり方を変えることができます。これを機会にぜひ生きる力を育む教育にするためにはどうすればいいか考え、教育の方向を変えていただきたいと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

誠に議員のおっしゃるとおりだと思います。今後ICTなど学校における教育環境を整備しながら、ふるさと力、人間力、未来想像力の育成を目指す佐川未来学のカリキュラムと教材を整え、小中学校における学習が豊かな情操を育て、「強いて勉める」これを漢字で

書きまして勉強とこうなりますけど、これから象徴されるような勉強のイメージから主体的で対話的で深める、さらに佐川ではクリエイティブな想像する学びに転換することを目指してまいります。その一例ですけれども、昨年から小学校低学年と保育所、園を対象に、はなまる学習会の Atelier for KIDS の導入を進めております。これはアートで子供たちが生きていく上で必要な判断力、コミュニケーション力、好奇心、忍耐力などを育てるプログラムで、今年は斗賀野小学校区と黒岩小学校区で実施しております。

子供たちがのびのびと個性を十分に発揮している様子が見えますし、参加した教職員、保育士から、「子供たちへの見方が変わった」「子供たちの心を育てる手法だ」と保育所、小学校での共通の取り組みになり、連携強化に効果があるなどの評価を得られています。このような取り組みを進めながら保育所、小学校、中学校で教育の縦の一貫性を高めるとともに、新文化拠点を核として町全体で学びのネットワークを構築し、地域での学びを促進することにより、実効が上げられるように努めてまいります。以上でございます。

#### 5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、頑張っ、本当に素敵な佐川町民、子供たちが素敵に育つことを願っています。

次、佐川町は放課後児童クラブや放課後子供教室を開いて、このコロナの時に、保護者が仕事で家にいることが出来ない御家庭をきちっとサポートをしてきました。これは素晴らしいと思いますが、県下で放課後子供教室を開催していた市町村はどれくらいあるのか、また、佐川町内で児童クラブや子供教室を利用した人数はどれくらいいたのでしょうか。お伺いします。

#### 教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。まず、放課後児童クラブと県下の対応でございますが、県内のほうでは児童クラブ、20市町村、子供教室を32市町村で実施しております。3月の一斉臨時休業中と、4月、3つの保健所のエリア内で発生した期間中につきましては、全ての市町村で児童クラブ、子供教室、または学校での預かりのいずれかを全ての市町村のほうで、感染予防に留意したうえで実施をしております。

佐川町のほうのこの間、利用していただいた人数ですけれども、小学校別で申し上げますと、佐川小学校で、延べで、266名、斗賀野小学校110名、尾川小学校38名、黒岩小学校43名を御利用していた

だいてます。こちらにつきましてはですね、保護者の方に可能な範囲での御協力をお願いしながらということで、これらの人数の方が利用されております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

町内の利用者数は延べ人数で言われましたので、大体 1 日の平均でどれぐらいかということはわかりますでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

平均で申し上げますと、佐川小学校で 43 名、斗賀野小学校で 20 名、尾川小学校が 6 名、黒岩小学校で 14 名です。

5 番（坂本玲子君）

平均、佐川小学校で 43 名ということによろしいですか。

教育次長（吉野広昭君）

すいません、失礼いたしました。これがですね、開催の、ごめんなさい、平均でして、利用者の数の平均ではですね、佐川小学校の方で 20 名前後、斗賀野小学校が 10 名前後、尾川小学校が 3、4 名程度、黒岩の方が 4 名から 5 名、そういうことです。以上です。すみません、訂正させていただきます。

5 番（坂本玲子君）

佐川小学校で 20 名程度ということは、普段、放課後児童クラブを使っている方でも、御家庭の協力があつたと、皆さん本当に御家庭でも協力をしていただけたのかと思います。

では、家で子供たちが過ごさなければならない状況で、子供たち、親たちが大変だったということについてはどういふことでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

休業中の子供たちの状況につきましてはです。休業中に担任が家庭訪問を繰り返しております。その際での聞き取り、学校への報告、それから学校再開後の児童生徒からアンケート調査をしております。先ほど申し上げたとおりです。私が直接、PTA の役員会に、各 PTA に行きまして、お話をしたところからも格別のことは出ておりません。保護者からは子供が家でやることがないので宿題を出してくださいというような内容でした。

さて、子供たちの体調の変化や学校への適応、家庭生活についての状況についても目立った変化は見られておりません。ただし、中学校から、中学校 1 年生が中学校生活に馴染む時期が 1 カ月遅れているという報告を得ています。また、調査を求めた児童生徒にコメ

ントを書いていただく欄があるんですけど、不安なことはないですかということに対して、夏休み、冬休みや行事がなくなるんではないかと、それから部活や試合、コンクールはできるのか、勉強は大丈夫か、友達と仲良くできるか、などの記述がございました。

#### 5 番（坂本玲子君）

やっぱりね、親が本当に大変だったことは何かということをおぼろげとそういうことも必要じゃないかと思っておりますので、ぜひ、今後ですね、子供たちに聞くだけではなくて、親に寄り添うような教育をしていくためにも、そういうことも今回調べておけばまた次のときには役に立つのではないかと思います。

次に給食のことについてお伺いします。高知市、南国市は休校中、希望者に給食を実施しました。佐川町では弁当持参でした。国は子供の昼食提供などに柔軟な対応を求めています。給食を実施しないことで、そのために野菜を栽培していた農業者はその販売ができなくなり廃棄したということがテレビで報道されておりました。牛乳はその販売先がなく、とても大変な状況であると聞いています。消費期限があり、売れなくてフードバンクに寄附をしている話も聞きました。経済を回すという観点、農業者や酪農者を助ける観点でも、親の大変さを解消する意味でも、子供の食、栄養状態を守るという観点からも必要な家庭には給食を提供するシステムが必要ではないかと思うのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

#### 教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。休業期間中の給食につきましては校長会のほうでも検討いたしました。必要数の確定のほうは難しいこと、あと、食数が少ないことなどもありますけれども、昼食のために登校する際、3密の対応等も考慮して実現というかですね実施しておりません。

議員さんおっしゃられるようにですね、今後につきましては対応につきましては経済であるとか子供たちの栄養状態、保護者の方の御負担の軽減ということもありますけれども、まず子供さんの安全を最優先に対応したいと思っております。

コロナウイルスへの対応としましては、誰もが感染するリスク、また感染させるリスクがあるということで、手洗いであるとか咳エチケットなどの重要性もありますけれども、クラスターが生じやすい、いわゆる3つの密の回避などの呼びかけのほか、人との接触の

ほうを8割減らすということが重要であるとされております。

もちろんですね、給食センターの職員につきましては、日頃から衛生管理、あるいは体調管理を十分行うように徹底しておりますけれども、万が一にも給食センターがクラスター化した場合のリスクなどを考えて、感染症の拡大の防止をするためには、できる限り人との接触を避けることも重要であると考えております。それらもありまして給食のほうの実施は見送っております。以上です。

5番（坂本玲子君）

高知市などではですね、希望者に給食を提供していました。人数の把握もした上でだと思います。高知市などは佐川町よりもずっと規模が大きいところですが、そこができて佐川町ができないということは納得いきません。子供の安全を盾にしてやらないことへの言い訳をしているというふうに思います。やるかやらないか検討するのではなくて、どうすればできるか検討すべきだと思いますが、再度、御返答願います。

教育次長（吉野広昭君）

もちろん、やらないというような、やる前提で考えますと、やっぱりその3密対応というようなことでは、個別にお弁当を作って給食を提供するということになると思います。ただ、現在の給食センターの体制を考えると、そういう対応のほうがちよっとできないというふうに思いますので、ちよっと今後それにつきましては職員と話し合いをしてみたいと思います。

5番（坂本玲子君）

給食センターは災害時にもそういう食の提供をするというふうな立場にあると思います。そういうふうなことを考えましても、今回のこのコロナで休業で食事を作っていない状況っていうのは、もし災害が起こったときはどうするかとかっていうふうな対応の仕方のある意味訓練もできるというふうな状況でありますし、ぜひ前向きにどうすればできるかというのを考えていただきたいし、災害時のあり方にまできちっと検討をすべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

災害時の給食センターのほう、非常食のほうの調理を担っております。ただですね、いわゆる炊き出し方式、大量に作って1カ所配送してそこで食べていただくということが前提になっております。



ちょっと個別で対応するというのが今まで、正直なところ想定をしておりませんでしたので、先ほどの件も合わせまして職員と話し合いを持ちます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

災害のときの避難所のあり方も、今朝ほどから検討されていましたが、やっぱり食の提供についてもこれは同様でして、それから先ほど放課後児童クラブなんかの人数を聞きましても、本当に御家庭の方が、佐川小でたったの20人平均ですので、それで希望者が出てもそんなに多い人数ではないと、十分対応できる人数ではないかと私は思っています。そこのへんが、全員に弁当を作るとなると非常に大変でしょうが、それほど全員が希望者ではないですので、ぜひ、そのへんも合わせて考えていただいて、やっていただきたいなと思います。

ところで、その給食がない期間、給食センターの職員の方たちは一体何をしていたのかお聞きをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。休業中、給食センターの職員があたっておりました業務につきましてはですね、普段出来ないような時間のかかる施設とか設備の清掃、あるいは再開後に備えました試運転、それとか他に衛生管理の勉強等を行っておりました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

約2カ月間、さまざまな点検もあったことでしょうし、研修もしたでしょう。しかし、それだけでいいのでしょうか。その期間をどう有効に使うかは職員や管理者の姿勢によって変わります。その観点でマイナスをプラスに変える視点で提案をいたします。

保育所と給食センターは管轄が違います。しかし、同じ町職員ですから、人事異動もあり得ます。また、保育所はひとり職場ですから、調理員が病気になったり、コロナにかかる可能性もないわけではありません。学校給食がない状態のとき、例えば今回のように長期に休むときや夏休みのときに、もしもに備えすぐにサポートできる、代替えができるような体制を作るために、給食センターの職員は保育所で研修をしておく必要があるのではないか、そういうことを計画的に実施してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。保育所へのサポートということですが、保育

所の職員が3月の休業期間中に病気休暇を取得されたときには、給食センターの職員の方が、保育所で調理にあたっております。調理業務について、そのときには特段トラブル等はなかったというふうに聞いておりますけれども、議員ご指摘のとおり同じ町職員で人事異動のこともあり得る話なので、その辺は保育所の所管の健康福祉課長と私のほうで話し合いをしてみたいと思っております。

#### 5 番（坂本玲子君）

本当にトラブルがあったとかなかったという問題ではなく、今までのことを責めているのでもなく、今後ぜひ、そういうもしものときに備えて業務把握のために、こういう研修をやっていただきたいと思えます。

次に学校休校の基準です。今回、高知県が県の学校を休校するのに倣い、佐川町も休校を決めました。では、第2波、第3波がきたときにどうするか。5月27日の高知新聞には県は休校の基準を決めたという記事が出ていました。教育委員会、県が決めることではなくて、佐川町の方は佐川町の教育委員会が決めることです。佐川町内では、本当にそれほど密な環境ではありませんし、全ての学校を一斉に休校にする必要があるのか、ないのかの検討も含め、学校休校の基準を決めておく必要があります。インフルエンザなどでは既にそういうものがありますので、どういう状況でどうするかっていうことをある程度決めておいた方がいいと思えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

#### 教育長（濱田陽治君）

休校の基準についての御質問にお答えいたします。県立学校につきましては、県教育委員会が5月26日付で、県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の判断基準というものを示しております。これは各福祉保健所の管内で「直近7日間に感染者が日々連続して確認されている」から「感染者が確認されていない」まで4段階に分けて基準を示しております。本町では再度感染が拡大する状況になった場合、校長会を開催し、先ほどの県立学校の判断基準を参考に休校措置について検討します。密云々についての状況も、ごく小規模の学校から佐川中学校のように常に密という学校までありますので、このあたりを考えなくてはならないと思えます。ただし、町内行事とかいろいろなものでラインを合わせてるといいますかね、進度を合わせてますので、ちぐはぐになると年度末になる

とまた大変になるしというあたりで、かなりデリケートな判断になるかと思います。

先ほどの県立の判断基準を参考にしながら、校長会で検討していきます。その際に全国的な状況、県内の状況、それと周辺の市町村の状況もそれぞれ勘案しなくてはなりません。これらをした上で慎重に判断をしなくてはならないと考えております。以上でございます。

#### 5 番（坂本玲子君）

命の安全はもちろん最優先課題です。しかし、本当に学校の状況が違う中で、よそと一緒にしていればもちろん批判は免れますが、町民のこと、子供のことを一番に考えて判断していただきたいし、大体の基準というものを第2波、第3波が来る前に、十分話し合われて決めていっていただきたいと思います。

もう1点、密な状況がよろしくないということで、1クラスが20人以上にならないように少人数学級の実施の検討も必要です。国も感染対策で加配の教員、指導員を配置する策をとると言っています。教育長も不登校や学力定着には少人数学級が効果的だというふうに言っていたと記憶しています。密にならない学級を作っておくことは感染症対策に有効ですし、これをチャンスと捉えて少人数学級にしていってはいかがでしょうか。

#### 教育長（濱田陽治君）

まず、少人数学級の件についてですが、これは以前、行政におりましたときに、いじめ、暴力行為、不登校などが発生しにくい学級の規模というのを研究したことがございます。これを統計的にですね、1学級が20名程度、1学年2学級ある学校がこういったものが発生しにくいといったデータを持っておりました。多分このことをおっしゃっているのだと思います。

次に、今の状況ですが、国の令和2年度の第2次補正予算の案ですけど、これ見ますと、文部科学省が学校の段階的再開に伴う児童生徒等の学びの保障という項目の中で、学習保障に必要な人的体制の強化として、小中学校の最終学年を少人数編成するため必要な教員の加配、負担率3分の1で全国で3,100人というものです。きめ細かな指導のため、学習指導員の追加配置、補助率3分の1で6万1,200人。学級担任等の業務を補助するスクールサポートスタッフの追加配置、これも補助率3分の1で2万600人というものが計上

されています。ただ、これについてはコロナウイルスの感染症拡大による休業から学校が段階的に再開することに伴って児童生徒の学びを保障するという目的においてなされるものと理解しております。

少人数学級の実現、児童生徒支援、教員の業務軽減等に恒久的につながるかどうかは不明です。毎年、県の市町村教育会、連合会から県教委の方に要望をあげる際にも必ずといっていいほど出てくる項目なんですけども、今後国や県の動向を注視してまいります。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に少人数学級っていうのは本当に感染症だけではなくそういう学びの保障という意味でも非常に適している人数というふうに認識しておりますので、ぜひですね、前向きに考えていただきたいと思いますと思っています。

また別の観点ですが、町内の施設が一斉閉館となり、今回も図書館が利用できなくなりました。私はせめて図書館の貸し出しは続けてほしいなど、図書館でじっくり過ごすことは無理でも本を選び借りたい本を借りれると、家庭で過ごす子供たちにとっては本があれば本当に本を読む楽しさっていうのを感じることが出来ますし、緊急事態でもどうすれば図書館で本の貸し出しができるか検討していただきたいと思っています。午前中に松浦議員が本を買う予算をつけているが、これはいかななものかという話をしましたが、本を買う予算よりも本を貸し出せる、緊急時でも貸し出せるシステムをつくるというところにお金を使っただけであれば可能じゃないかなと思うんですが、その視点はいかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。今回の様に休館になって館内での利用ができない場合の対応としましては、今後ファックスであるとかメールによって図書の貸し出しの予約、あるいは受け取り日等の日程調整をしたうえで、利用者の方が集中しないような工夫をしたうえで対応することとさせていただきたいと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そのときにですね、例えば図書館にある本、どんな本があるのかっていうのは見れる状態でしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

現在、ホームページ等で確認が出来る状態にはありません。あくまでお電話で貸し出しを希望される方が、本の名前であるとかいうのを聞き取ったうえで、その本があるなしについて職員のほうに対応するというような状態です。以上です。

5 番（坂本玲子君）

できれば、どんな本があるのかというデータ化をしておけば、町民の方が検索することが可能ですし、そういうことにお金を使っただけであれば、借りる方も貸す方もやりやすいんじゃないかなと思いますので、ぜひそのへんの検討もしていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

そのあたりは本当に議員のおっしゃるとおりだと思います。コロナでステイホームと言いましても、食べるものとかお金で支えるという面と同時に心で支えるという必要があると思います。人類はこのような感染症に何度もみまわれておりますけども、その都度そういった乗り越え方をしてきたという歴史もございます。図書館の本の中にあつた言葉で支えられるということもあると思うんです。そういう意味で本も揃えながらも同時にどうやって手渡していくのかねという工夫の部分がすごく大事になってくると思います。消毒とかいうことも考えなくてはいけないし、ハードルは高いと思うんですけど、第2波、第3波となったときにその心を支えるという点も十分配慮しなくてはならないと思っています。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

よろしく願いいたします。それから学校に私もどんなことで困ってますかって聞いた時に、消毒薬などの購入が困難で、町で一括して購入して配布していただければ助かると言っていました。私も考えましたら、学校だけではなく保育所なども、やっぱり一時期、消毒薬の入手が困難で探してもない状況でしたので、本当に現場では大変をしたことと思いますが、そういう意味でその町で一括して購入をして配布できるようなシステムがあればとても助かるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。一括して教育委員会で購入できるような物は、各校に購入して配布をしたいと思っております。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。保育所の消毒液等の確保につきましては、今回のコロナに関しましては、この6月に補正予算、計上させていただいてますけども、国の対策の費用、1カ所当たり50万円というのがございます。それからあとはですね、チーム支えあい基金の中でも、感染症対策に協力していただける事業所の中に民間の保育所も含めております。そういうのを活用して予算としては確保ができております。ただ、入手のほうをどうしていくかというのは工夫が必要だと思いますけれども、それぞれ関係機関、協力をして入手をしていきたいと思っております。

5番（坂本玲子君）

ぜひ、保育所なんかも社会を支える場所ですので、学校もそういうことですので、そういうふうなことも本当に大変なときには町が力を出してやっていくという方向を取っていただきたいと思っております。

今、小中学生には就学援助がありますが、この就学援助の決定をするのが、前年度の所得によって決定をされています。これもやっぱり今年度急激に所得が減った家庭では特例が必要かと思っておりますが、その辺はどのように対応するのかお伺いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

就学援助につきましては議員さんのおっしゃるとおり、基本的には前年度の収入であるとか、所得によって判断しております。ただ、年度の途中で家庭環境が変化して、あるいは病気とかけがで御家庭の経済状況が大きく変わることも考えられます。そのため、日頃から教職員により児童や家庭の状況に大きな変化がないかを注視しております。状況に応じて、大きく経済状態が変化したと見受けられる御家庭につきましては、適宜就学援助制度について周知しております。その場合においては、前年度所得の額に関わらず、例えば聞き取りであるとか給与明細等のチェックで柔軟に対応することとしております。以上です。

5番（坂本玲子君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。また、その制度ですね、周知徹底がなかなかできないと。今回、例えば、私は最終的には総合窓口を作ってもらいたいという話をする予定なんですけど、例えば事業者とか個人が御相談においでます。その方は必ず30%以上の減収がある方がほとんどです。だから、そこでその相談においでた方が小中学生がいるならこんな制度がありますよって言うてあげるこ

とができたなら、すごく親切だなと。そういうことがあって私は最終的には総合窓口をお願いするんですが、そういうふうな周知徹底の仕方もぜひ工夫をしていただきたいと思います。

さらにですね、佐川町は小中学生までは1万円加算するとか、お金を配布をしますが、高校生や大学生も困っている御家庭がたくさんあります。土佐町などでは小中高校生に一律1万円支給、先ほど言いましたように越知町でも支給ということですが、やっぱりそういうふうに大学生、高校生を抱えている御家庭に支給をするというふうな考えはいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。個人に対しての給付につきましては、今後、国の二次補正予算で来ます臨時、町創生の臨時交付金、これの活用方法も含めて、あるいは基金の運営委員会の中での話も含めて、それぞれの中で話をしていきたいと考えております。

5番（坂本玲子君）

よろしく申し上げます。コロナの影響で子供たちにとって突然長い休みとなりました。御家庭ではさまざまな困難があったことでしょう。学力に差がつくので大変だという方もたくさんいます。その期間を取り戻すと考えないで、受験範囲を狭めることもできます。しかし、休みはチャンスでもあります。自ら考え、自ら動ける子供を育てるために、もし、もう一度休校になるようなことがあった場合、ぜひ自主性を育むためのサポートができる戦略を考えていただきたいと思います。また、就学援助の充実、高校生や専門学生、大学生にもなんらかのサポート、少人数学級の実現、給食の希望者への実施、図書館の開放等に力を入れていっていただきたいと思います。これで、1問目を終了いたします。

2問目にまいります。農業の振興と食料自給率向上についてお話をしたいと思います。

コロナの流行でマスクが足りなくなっていて大騒動がありました。マスクがない、パスタがない、小麦粉がない、除菌アルコールがない、ハンドソープがない、トイレトペーパーがない、救急患者を受け入れてくれる病院がない。マスクは手作りできますが、食料が輸入できなければ大パニックとなります。今カロリーベースでの自給率はわずか38%、飼料用を含めると28%となっています。高知県は49%となっています。医療や福祉を切り捨ててきた政策、農業や漁

業、畜産等を切り捨ててきた政策を転換すべきではないかと考えるわけでは

すでにコロナの影響でアメリカでは食肉の生産が減少、ロシアは穀物の輸出制限となっています。必要なときに必要な食料が入ってくるとするのは安易すぎます。今回のコロナで農業や酪農の方への影響についてお伺いします。

産業振興課長（森田修弘君）

坂本議員の質問にお答えさせていただきます。農業への影響につきましては高知県農協の佐川支所と情報共有させていただいておりますが、花卉販売といった特定のものを除きまして、新型コロナウイルス感染症拡大による影響はほとんどないと聞いております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

私が聞いたところでは、酪農の方はまだそんなに影響はないよというふうな声でしたが、トマトやイチゴを作っている方からは品物がダブついて価格の下落が起こっていると聞きました。ぜひ、そんな方たちの現状もしっかり把握をしていただきたいと思います。

しかし、国も対策をとっていきまして、コロナにより農作物の販売の収益が落ちて困っている農家に、高収益作物次期作支援交付金制度が支援を追加する運用改善が行われています。これに対しての町の取り組みはどんなになっているのかお伺いします。

産業振興課長（森田修弘君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。高収益作物次期作支援交付金等の新しく支援の施策が拡充されたという情報はいただいております。こういったもの、農協を通じて農業者の方に周知してまいりたいと思います。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、利用できるものはなんでも利用すると、農家のために役立つものは探してきてでもやるというふうに、本当にやりやすい、農家の方もすぐ利用できるような体制作りもしていただいて、安心して農作物が作れる状況を作っていただきたいと思います。

また、3月議会で農業の振興をという質問をしました。農業再生は急務です。食の安全を守るためには、豊かな田畑を守ることが大切です。今も頑張ってさまざまな施策を取り組んでくれていますが、更に力を入れて危機感を持って、スピードを加速させていってほし



と思いますが、どのようにお考えですか。

産業振興課長（森田修弘君）

農業の振興につきましてはですね、2年後に予定されております道の駅なんかの活用を踏まえまして、生産力の向上であるとか、担い手の確保、基盤整備等により一層努めてまいりたいと思います。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

国の話になりますが、今国会に種苗法改定案が出されています。種苗法は企業の知的財産の保護を目的とするものでしたが、農家の自家増殖は最初、認められていました。ところが、改定案では国が認めた登録品種について、農家の自家増殖を禁止すると聞いています。環境を守りながら安全な食料を安定供給するには、大規模化や工業化ではなく、小規模・家族農業を支援すべきではないでしょうか。昔から「種を征するものは、世界を征する」と言われています。種を自由に使えなくなるとは食料自給はあり得ません。これは国で論議しているものですから、町でなんともしがたいとは思いますが、しかし、町として農業を守る、種を守る観点で県にも国にも働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えします。今国会でも成立を見送る見通しとなりました、種苗法改正案の農家が登録品種の自家増殖をする場合に、許諾が必要となるというこういった規制につきましては、農家への負担が増えるなどの影響がないように、農協など関係機関との情報の共有をはかりながら、これからの動向をしっかりと注視してまいりたいと思います。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

面白い記事を発見しました。農水省が出している記事ですが、その中で、食事を和食と洋食で比較したときに、和食の場合は自給率70%、洋食では17%になるとの試算がありました。また、自給率改善には食べ残しを減らす活動も必要だと書かれていました。私たちの意識を変えること、食卓とメニューを変えることで自給率改善が出来ることを考えると、そうした自分たちの努力も必要なのかと思えます。そうした発信もしていく必要があるのではないのでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

農業分野で言いますと、例えば学校給食などで米飯が出されてお

りまして、野菜などは地域の食材を中心としてそういったものを利用することなど地産地消に努めていただいております。結果としてそういったことで自給率向上につながるということであれば、こういった取り組みは今後も続けていきたいと思っております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

危機的な状況になっている農業を救うことは、災害発生を防ぐとともに、災害時、私たちの食を守ることに繋がります。私たちの意識も変えながら、食の安全を守る佐川町であってほしいと願っています。

3 問目にいきます。支援策についてお伺いします。国は全世界に 1 人 10 万円の支給を決めました。また、コロナにより減収した事業者に持続化給付金を出すことを決定しました。ところが、この給付金を申請するのがなかなか難しく、困っている事業者の声を聞きました。これに関して町は早急に窓口を設置し、サポートを開始してくれています。臨時議会でその設置を望んでいた者にとって嬉しい限りです。その相談窓口ができてからの相談件数、その内容についてお伺いします。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えします。相談窓口のほうですけれども、来場者数は延べで、延べ数になりますけれども、67 名来ております。相談窓口におきましては、基金のほうで運営させていただいております、チーム佐川飲食店等感染防止対策給付金のほうと、佐川町支え合い事業者給付金、こちらのほうの申請を主に、書類を作成含め、運用させていただいておりますが、この中で、持続化給付金なんかにつきましてもお手伝いさせていただいております。この持続化給付金のほうの申請につきましましては、金曜日までに 17 件の申請を役場のほうの窓口のほうで行っております。今現在も資料が調わない状態で相談をさせていただいて、書類を調べていただいている状態の方もおられますので、相当数の方に窓口のほうに来ていただいて、お手伝いのほうさせていただいている状態です。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

窓口をつくることになって、それから本当にたくさんの方が、おいでられて、その事業者の方が助かっているとお聞きしました。本当にそういう窓口をつくっていただけて良かったなと思っております。

ところで、佐川町には事業者の数はどれぐらいありますか。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。町内の事業者数につきまして、佐川町の商工会のほうに配布している事業所数としては393とお聞きしております。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

その中で、商工会に加入している事業者数、休業要請をした事業者数は何件でしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

佐川町商工会のほうに加入している事業者数は商工会によりまして263事業者と聞いております。あと、高知県のほうが遊興施設や飲食店、旅館、ホテルなどに対しまして感染防止対策のため休業要請や時間短縮の要請を行っておりますけれども、県が想定する佐川町における対象の事業者数は63事業者と県の方が推計しております。

5番（坂本玲子君）

先日その事業者向けにアンケートをとったと聞いていますが、393の事業所の中で、本当に困っている事業者はどれぐらいの数、率になりますか。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えします。5月上旬に商工会を通じまして、アンケートを実施させていただきました。約44%にあたりまして、172の事業者の方から回答をいただいております。

アンケートで売り上げ減少などお答えいただいておりますけれども、一番影響のありました4月の売り上げ減少につきましては、約50%以上の減があるというところが42件、24.2%、30%以上の減収になっているというところが27件、15.7%、10%以上減になっているところが38件、22.1%と全部で合わせますと、172事業者の内、107事業者、約62%が売り上げ減少の影響があるというふうにお伺いしております。

5番（坂本玲子君）

本当にすごい影響で、事業者の60%が影響を受けているということは本当に大変なことだと思いますが、そのアンケートが返ってきているのが、172ということですが、約半分の方のアンケートが返ってこなかった理由、自主的に事業をしていないのか、アンケート

の書き方がわからなかったのか、全然影響がないからこんなの出す必要はないと思ったのか、そこら辺の分析はしているでしょうか。

産業振興課長（森田修弘君）

アンケート方式ですので、細かい理由は分かりませんが、先ほど議員がおっしゃられたような理由であるとか、元々事業規模が小さいとか、商工会からのアンケートということになっていますので、商工会に参加してないところがあまり中身を見ていないとか、ちょっと正確な理由は分かりませんが、理由のほうはそういったような理由があるのではないかなというふうな漠然とした感覚でしかないですけど。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、そういうその分析というか、アンケートのやり方が悪かったのかもしれないし、その本当に必要ななかったのだったらいいんですけども、本当は必要だけとちゃんと書けないっていう方もおいでるかもしれませんので、2、3当たってみるっていうことも必要じゃないかと思えます。今回のアンケート結果を見させていただきましたが、持続化給付金の申請を予定している事業者が40ありました。その中で、町の窓口で給付を受けられてきて、受けられるようになった方が17件と先ほど聞きましたが、それ以外で既に手続きが済んでいる事業者、その40人はもう出そうとしているのに、もうどれぐらい済んでいるのかはつかないですか。

産業振興課長（森田修弘君）

この持続化給付金、国の制度であってこちらのほうに報告等ございませんので、正確に持続化給付金ということの申請をしたところというのを数字のほうはつかんでおりません。

ただ、役場のほうへ申請に来られる場合、飲食店の感染防止だけを持って来られた場合でも、国のほうの持続化給付金に申請しておられるかとか、県のほうの休業要請のそちらのほうに申請をいただいているかとかそういったような確認をさせていただきながら窓口のほうはさせていただいております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

その40の業者はですね、半分、50%以上減で、申請をしたいという業者ですよ。その17はつかんでいる。あとね、もし電話で聞くとしても23聞けばいいだけです。やっぱりそういうふうな、もう私はね多分してる方も多いと思うし、知ってる方にも聞いたら「い

や、もう自分でした」っていう方も聞いていますが、やっぱりそういうふうなフォローをしていくことっていうのが、大事じゃないかなと思っています。またぜひ検討をしていただきたいと。

次にですね、収入が30%減で国保や介護保険、後期高齢者の保険料減免・猶予の方針が出されています。これを実施した場合、国が補填することになっています。介護保険料については今回、条例が出されています。その条件ですが、30%以上をどう捉えるかというようなところで、持続化給付金の申請は1カ月以上50%以上の減収でできるようになっています。その介護保険の減免基準をどのような基準にするのかを教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この介護保険の減免、あと国保税それから後期高齢者医療、これについても国の経済対策ということで同じ取り扱いになります。30%前年と比べて減少するという、これは見込みも含めてということで、それを算定するにあたりましては、国のほうからですね、柔軟に対応して構わない、当然一定の合理性を担保してということになっています。これの算定につきましては基本的には前年の年収と今年の年収を比較して、3割減というところをどう捉えるかというところですけども、これは例えば、今年から1月から5月っていうのはほぼ収入が確定しております。そういうのを確定している収入と前年とのベースを比較するというのもひとつですし、ただ、事業形態といいますか、事業の種類、それから個々の事業者のといいますか、個別の事情ということで、結構季節ごとであるとか月ごとに収入が変動する場合もあると思います。そういうケースについては、これは全てヒアリングを個々にさせていただいて、どういう事情で減っているのかと、あるいは今年の6月以降の年収はどうであるかというのを個々にヒアリングさせていただいたうえで、柔軟に対応していくということを考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

なぜこういうことを聞くかと言いますとね、今、事業所が30%以上減収で給付金の対象になっています。そこへ来た人が、30%にもう既に1カ月分以上で30%減額になってたら、その人が国保やったら国保減免できるよ、介護保険に入ったら介護保険減免できるよと言えるんじゃないかと、そういうふうなわかりやすいシステムに

しておいて、相談においでる方が本当にたくさんおいでるのに、その方たちにもそういう情報を伝えられるようにしていただきたいと。

その、年間の予想をしてもなかなか予想どおりにはいかないし、この介護保険に関しては、神奈川県相模原市、先ほど言いましたように、減免基準として最も収入が少なかった月が昨年1年間の1カ月の平均よりも30%以上減少となった場合に適用すると、そういうことでも県はよろしいと言っているということです。やっぱりその利用者が一番利用しやすい、ということは今の給付金を通ったら同時にこの減免も通るよという形をとると一番利用しやすい形かと思うんですが、そのような利用しやすい、わかりやすいシステムにしていきたいと思いますが、その辺の検討はどうですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。他の自治体の事例というのもこちらのほうも情報としては逐一入れております。国からの通達と言いますか、事務連絡の中で柔軟に対応していいという中で、それはまあ事業者のほうも、そしてこちらのほうの手続きのほうも、出来るだけに簡便に行いたいというふうには考えています。ただ、それは一定の合理性というのがありますので、そこを踏まえて特にこの3つの税と介護保険料については、同じ取り扱いの中で事業者の方に不便をかけないようにしていきたいと思っております。以上です。

5番（坂本玲子君）

国保についてもお伺いします。国保も同様の考えと理解してよろしいかどうか。

税務課長（田村秀明君）

坂本議員の御質問にお答えします。まず、国民健康保険税の減免でございますが、減免については地方税法等条例のほうで規程されています。条例のほうで佐川町国民健康保険税条例第26条の第1項に、災害等により生活が著しく困難となった者とか、当該年度において特別な事情により所得が前年の所得に比べ、著しく減少したため生活が極めて困難となった者などは規程されています。

坂本議員の先ほどの質問ですが、今回大体一緒かという、介護とか一緒かということなんですが、今回の国の支援としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政措置としまして、令和2年5月1日、厚労省より基準が出されております。

減免の対象としましては、国保とそれから後期高齢者が大体必要なんですが、新型コロナウイルス感染症によりしかる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯主のほうはこれは全額は減免になります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて30%以上減少するなどの世帯の方は減免額を算定して減額することになります。

主たる生計維持者の収入30%以上の減少する判断でございますが、現時点で感染症の収束の見通しがなかなかできない中ですね、見込みで構わないということになっております。申請時点までの一定期間の帳簿とか給料明細などの提出によって、年間を通じて収入がどれぐらいになるかという見通しをたてていただきまして、先ほど健康福祉課長も言いましたが、合理性があるかどうかというのを見らしていただきます。ただ、見込みといってもですね、職種とか業務形態によって異なりますので、そこについては柔軟に対応させていただきます。

あと、減免申請については、今回の新型コロナウイルス関係の減免は後期高齢者医療保険料と介護保険料もほぼ同様の内容となっておりますので、税務課、町民課、健康福祉課で連携してですね、申請者に負担がかからないように取り組んでいくように考えています。以上です。

#### 5番（坂本玲子君）

今、本当に相談窓口をつくって、町長とかいろんな人が頑張ってるやっていると。そのときに、こういう制度があるんだよということで、その基準がはっきりしないとその方たちに国保が減免できるよ、介護が減免できるよって言えない。だから早急にその辺を明確にして、その出来るものならちゃんとやっていただきたいと。柔軟に対応するよという国が言ってきているので、今のその事業所の30%以上の方には全部適用できるというふうにすれば、書類も本当に1通で済むので、そういうふうな、その住民の方が一番その、毎月、毎月払わないかん国保料とか介護保険料とかっていうのは本当に大変ですので、1回10万円もらうよりはずっとそのほうが助かるんじゃないかというふうなところもありますので、町全体でその辺の方針をきちんと立てていただきたいと思います。

またですね、そういう国保税とかの徴収状が6月には発せられると思いますが、そういう減免猶予の情報を知らない方がおいでるか

と思います。納付書を発行する際に収入が減少した人は減免できる  
とか、税務課に相談とかっていうふうなお知らせも同時にしていけ  
ば良いと思いますが、その辺はいかがですか。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。徴収猶予につきましては、この制度につきましては、地方税法の一部改正が令和2年4月30日に施行され、特例が制度化されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した場合が対象となります。猶予の期間は1年間の猶予で、担保の提供は不要で延滞金もかかりません。

周知方法としまして、まずホームページのほうに、佐川のホームページのほうに令和2年4月1日からあげてます。そのあと、新型コロナウイルスの関係が変わったところを入れらせていただいています。それから6月の広報の掲載としまして、徴収猶予と、ちょっと小さくなりましたが減免制度のほうも入れらせていただいています。それから個別のですね、納税通知書にですね、同封という形で周知するように6月発送の住民税の納税通知書から納期限についてとか、新型コロナウイルス影響にかかる徴収猶予の制度であるとか、減免制度といったものを入れてますし、また、来月10日発送の予定してます国保税の納通についても同じようにしていくように考えてます。以上です。

5番（坂本玲子君）

ぜひ丁寧にやっていただきたいし、なによりもですね、猶予ってというのはまたあとで払わないかんから、本当にあとで払うってあとでお金が入るかどうかわかんような状況で猶予やられても仕方ない。どっちかというとな減免のほうは、確かに払うのが少なくなるってことで魅力的だと思うし、住民の方は助かりますので、その辺もちゃんとわかるようにお知らせいただきたいと思います。

そのいろんなことがあります、今まで、就学援助のこととか子育てのこととかいろんなことを言ってきましたが、そういうことを本当に事業者の窓口をつくっていただいて、いろんなことをやっていただけて本当に良かったと私は思っています。けど、困っているのは事業者だけではなく、その個人の方、不安定雇用の方も困っています。そういう方に総合的に相談できる窓口、今朝、松浦議員も言ってましたが、ワンステップでここへ聞けば何でもわかるよと。



何でもしてくれるとは限らなくても、まずここへ行ったら良いよというふうな窓口が必要だと思います。生活資金や家賃は社協に、持続化給付金は産業振興課に、子供の就学援助は教育委員会に、介護保険は健康福祉課に、税金・国保は税務課に、水道料は建設課にと本当にまだある、特別定額給付金はチーム佐川、林業等要請協力金は県商工会とかね、本当にね、こんな困っている人に親切なやり方とは言えないと思います。困っている人が窓口に来る、相談を受ける、困っている内容を聞きどんな施策を受けられるか説明する、書類の作り方を手助けし、申請までできるように整えていく。それが1カ所でできたらどんなにすばらしいかと思います。

町はいろんな情報を持っていますので、それを町がやるのが一番スムーズにできます。本当に、持続化給付金の窓口ができたことで持続化だけやなくてお助けなんとも一緒に出来るし、すごくね、本当に良い決断をされたと。それならもっと、もっと広く本当に困っている人を助けられる、そういうふうな窓口が必要じゃないかと。やっぱりコロナの総合お困りサポートの窓口を佐川町として設置をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。事業者向けにつきましては、商工会と連動しながら今産業振興課のほうで総合窓口ということで対応させていただいております。個人向けの給付金につきましては、今、社会福祉協議会が中心となって相談を受けさせていただいております。

今役場として取りまとめをしております各種の減免の措置につきましては、ほぼ事業収入、収入が30%以上減額された方が対象になってきますので、今、役場内で全てを集約をしているところであります。集約したうえで、ひとつの総合窓口を設けるのではなくて、どこの課で受け付けたとしても、その話の内容によって他の減免も適用されるということであれば、他の部署に行かなくても役場内で共有をはかって、手続き、処理をしていこうということで、今、体制作りに努めております。全ての担当課が他の課、局の事業についても、業務についても理解をしたうえで速やかに判断ができるように整理をして、共有をはかってしっかりと住民の皆さんの申請に対応していこうということで今体制づくりをしておりますので、ご理解

をいただければというふうに思います。

本当にあっちもこっちも行かなくても済むように、役場として対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上となります。

#### 5 番（坂本玲子君）

本当にですね、住民の方があっちもこっちも行くようばんように、情報もきちっと伝えることによって、もらうことができなくなったということがなくなりますので、こんな困ったときにこそ役場があつて良かった、役場へ行って良かったと思えるような、そんな状況をつくっていただきたいと。アベノマスクがまだうちには届いていませんが、マスクが出回ってきて今更かという声も聞きます。何百億の無駄遣いとの声。これが4月に配られていたら感謝されたと思います。いつやるかが大事です。ぜひ町長、その総合的な窓口というか、誰が来ても一括で済むような窓口を早急にやっていただきたいと思います。

もう一点、別の観点でお聞きをします。町職員の方は普段でも仕事でお忙しいことと聞いています。現町長になってから以前より業務が格段に増えているのではないかと、自伐型林業、協力隊、総合計画策定、その点検、人事評価等々たくさんあります。職員定数は変わらず必死で業務をこなしている現実があると聞いています。今回コロナのように別の緊急の仕事が入る場合、不要不急の仕事は何かをきちっと点検し、省略あるいは先送りする必要があるのではないのでしょうか。

今回、持続化給付金の手続きサービス実施に関しては人事評価の面接の時期を少しずらしたと聞いていますが、本当にそういう適切な判断をされたと思います。この人事評価制度については、職員のほとんどが必要性を疑問視しているのではないかと、私のところにはそういう声が聞こえます。評価のために時間が大幅にかかる。けれどもその成果はあまり見えないと。評価制度は必要ないのかなと思うんですが、制度上どうしてもやらなければいけないんだったら、どうしたら簡便にできるか。年に3回面接があるんですかね。そんな、そういう時間ってというのが本当にもったいないなとは思っていますが、どうやったら簡便にできるかを検討すべきじゃないかと思っています。

今、佐川町は日常の業務の他に、道の駅や図書館、大型プロジェ

クトの計画をしています。例えばこういうものも先送りしても何の問題ありません。町民の命を守り、生活を守ることが優先です。県ではコロナ対策を最優先させるために、事業の点検をしているとの記事がありました。コロナ対策、住民対策を最優先していくために、様々な必要性、緊急性の下がった事業の点検をして減らし、人員確保をしているし、住民対策を手厚くしていくことが大切だと思います。そういうふうな本当に新しくコロナの仕事がいっぱい増えたことと思いますが、そういう減らす業務の点検はされているのかお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。個々に課、局に対してヒアリングを行いまして、先送りできるものは先送りをしましょうということで話をしています。人事評価につきましては、日頃のコミュニケーションがしっかり取れていると、年3回の定時的な面接も実は短い時間で済みます。人事評価をするのが目的ではなくて、人事評価の中で上司と部下がしっかりとコミュニケーションをはかってもらうということが大切だというふうに思っております。

これは人事評価につきましても、職員のほうがこういう形の人事評価にしたいということで自らつくったものでありますので、基本的にアンケートを行っておりますが、意味がないというふうに思っている職員はごくわずかです。そんなに多くはありませんので、誤解を生じるようなことはないように御協力お願いしたいなというふうに思いますが、いずれにしましても、私が町長になってから増えた業務もあります。私が原因じゃなくて増えた業務もあります。減ってる業務もあります。それは日頃からですね、しっかり見極めて、もうやらなくて良いものはやらないって決めてもらって良いですよということは課、局長には伝えておりますので、課、局長のかなり責任も、部下に対して出てきます。それをしっかりコミュニケーションを取りながら最終的には協議をしたうえで決定をしていっておりますので、今後も連携をしてですね、実情を把握しながら業務の遂行に邁進していきたいなというふうに思っております。以上となります。

5番（坂本玲子君）

人事評価についてはまたゆっくりと、今日はもう時間があまりありませんのであれですが、町職員の方々が突然のコロナで仕事が増

えた大変な状況であるっていうのは事実でしょう。「仕事量もパンク寸前や」と、「もう仕事は右肩上がりに増えるばかり」というふうな声もあります。そういう現実があると。

けど、私はその総合窓口じゃなくて、窓口をつくるときに町長が決心をしてつくられたというふうに聞いていますが、やっぱりその町長が決めるべきところっていうのがあると思うんですね。この業務はもうえいき切るっていうふうなところまでなかなか課長連がよ言わないような状況にあるんじゃないかと。そういうことを考えた時に町長が職員が本当に大変だと、業務の必要性を本当に吟味をせいと言うちよってもなかなかこれをいりませんとよ言わん方もおいでるかなと。やっぱりそういう、それをどこを切るかっていうのはやっぱり町長の判断っていうのは大きいし、何をつくるか何をするかっていう方針を決めるところでは課長ではなくてやっぱり町長が決めていただきたい。決めることによって職員のバタバタしちゃう仕事が軽減されて、コロナに重点的に対応できるというふうになるのが良いかと思いますが、その辺はいかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私が決めなければいけないという判断をするものに関しては、決めますが、課長のみなさんは自分でしっかりと決めてですね、私に話を上げていただける皆さんだと思っておりますので、今後もお互いに力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

5番（坂本玲子君）

課長の皆さん、町長がこう言ってますので、ぜひですね、自分の思いとか考えとかを素直にちゃんと言うて、課員が大変なときには「いや、これほどの仕事は無理だよ」ということもちゃんと言えると、私も本当はね課長は上向いてきちっとというのが仕事やと思うがです。それを言わないと、組織が回っていかないと。やっぱり遠慮をしたら駄目なので、そのときにがいに怒らんようによろしく願いしたいと思います。

やらなければいけないことは本当にたくさんあります。しかし、人間やれるのには限界があります。そこをコントロールできるのはやはり町長さんだけだと思います。町長が決めるべきこと、職員が考えるべきこと、皆の力を最大限に引き出すことが出来るのは町長だと思います。今こそチーム佐川の力を発揮すべきときです。職員

を信じ、最大限にその力を引き出すためには、どうすればいいか考え行動していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、9日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後4時25分

